

令和4年第3回江北町議会（定例会）会議録						
招 集 年 月 日	令和4年6月10日					
招 集 場 所	江 北 町 議 場					
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令 和 4 年 6 月 13 日 午 前 9 時 00 分 令 和 4 年 6 月 13 日 午 後 3 時 48 分			議 長 西 原 好 文	
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	1	石 津 圭 太	○	6	三 苫 紀 美 子	○
	2	江 頭 義 彦	○	7	池 田 和 幸	○
	3	金 丸 祐 樹	○	8	吉 岡 隆 幸	○
	4	井 上 敏 文	○	9	瀧 上 正 昭	○
	5	坂 井 正 隆	○	10	西 原 好 文	○
会議録署名議員	2 番	江 頭 義 彦	3 番	金 丸 祐 樹	4 番	井 上 敏 文
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地 域 振 興 課 長	本 村 健 一 郎	○
	副 町 長	山 中 秀 夫	○	基 盤 整 備 課 長 代 理	大 島 浩 二	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総 務 政 策 課 長	山 中 博 代	○	こ ども 教 育 課 長	坂 元 弘 睦	○
	町 民 生 活 課 長	吉 原 和 彦	○	幼 児 教 育 セ ン タ ー 所 長	西 村 真 由 美	○
	健 康 福 祉 課 長	一 ノ 瀬 和 義	○			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	武 富 和 隆				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和4年6月13日

日程第1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 4 年 6 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （ 要 旨 ）
三 苦 紀美子	1. 江北町総合排水計画について 2. 町道のり面補修について 3. エキ・キタへの交通の便について
池 田 和 幸	1. 再質問、消防団の充実強化について 2. 新型コロナウイルス対策、今一度の支援を
湊 上 正 昭	1. 海水流入に係る塩害対策について 2. コンテナホテルの活用について
江 頭 義 彦	1. ヤングケアラーの理解と対策について 2. 町民を先導する職員の健康管理は十分か
井 上 敏 文	1. 近年多発する豪雨災害、その後の対応は 2. 小学校校舎は大規模改修か 新築か

午前9時 開議

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和4年第3回江北町議会定例会会期4日目は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問となっております。

日程第1 一般質問

○西原好文議長

日程第1. 一般質問となっておりますので、配付しております質問表の順序に従い、発言

を許可いたします。

6番三苦紀美子君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苦紀美子議員

皆さんおはようございます。質問に入ります前に議長にお尋ねですが、1問について結構分かれておりますので、よかったら2回ぐらいに分けて質問してよろしゅうございますか。

○西原好文議長

よろしいです。

○三苦紀美子議員

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

令和4年3月改定、江北町総合排水計画について伺います。

江北町まちミライ創生プランは、令和3年度から5か年計画が制定されました。当プランの基本目標として、第1項に「暮らしを守り、豊かなまちを創造する」として、「自然災害等の脅威に対する備えの強化」が上げられています。その基本目標の柱として、「町民の生命、財産を守るために災害に対する意識改革を図るとともに、防災機能の強化を図っていく必要がある」と打ち出されました。

私は、この町民の生命、財産を守るために災害機能の強化を図っていくことが最優先課題と考え、質問に入らせていただきます。

1つ目、計画目標を「住家の床上・床下浸水ゼロ」とされていますが、計画表では、長期30年を完了目標にされている項目は、事前落水における協議会設置、「防ぐ」における満神ポンプ、高良川があります。計画策定の背景で、浸水被害軽減を図る対策のさらなる推進は急務となっておりと書かれてありますが、急務というのはこの計画の長期30年後を指すのかどうか、御説明をお願いしたいと思います。

2点目、基本対策の3つの柱である「流す」・「溜める」・「防ぐ」、おのおのが担う407ミリ24時間雨量の水量配分をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。床下ゼロを目指すと言われており、具体的な数値を把握されていると思います。説明をお願いしたいと思います。

3点目、排水機の運転時間。町内に設置されている臨鉦ポンプの運転時間を現状の6時間を24時間までに引き上げると2022年2月13日付の佐賀新聞で報道されましたが、どうでしょ

うか。過去より6時間以上運転されてきた実績があるのではないかと思います。特に昨年豪雨では、24時間を超えた実績があるのではないのでしょうか。それぞれの排水機場の最大運転実績を教えてくださいませんか。新聞で6時間という報道がなされたことについて、何に基づいて報道がなされたのか、いまだに不思議に思っております。

議長、すみません、1問、一応これでいいでしょうか。

○西原好文議長

はい。

○三苦紀美子議員

じゃ、御答弁よろしく願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

おはようございます。三苦議員の御質問にお答えしたいと思います。

計画目標が明示されていないということで、対策の急務とは30年後なのかということで、具体的な説明をということでございました。

計画の基本方針につきましては、30年後の町制100年を安全・安心な町として維持することを目指した計画となっております。

現段階におきましては、最長30年の計画ということになっておりますけれども、浸水被害の軽減を図るために、「流す」・「溜める」・「防ぐ」といった3つの柱を立てて、効果的・効率的な対策を段階的に取り組むこととしております。すぐに取りかかる必要があるからこそ急務であるということで、実際、ポンプの連続運転のための増強やポンプ場の浸水対策、事前落水については既に取り組をしているところでございます。

町外からの水の流入防止につきましては、議員の皆さんの御協力もいただきまして、佐賀県及び国交省武雄河川事務所のほうへの要望活動も行ったところでございます。対策を講じていく中で、必要であればその都度計画を見直し、令和元年、令和3年の被害を繰り返さないようにしたいということで考えております。

2点目でございます。「流す」・「溜める」・「防ぐ」のおのおのが担う具体的な対応水量ということでございます。

担当課の試算によりますと、「流す」の強制排水能力の強化につきましては、町内の排水

樋管12か所、そして水門2か所、排水機場——国交省分の所管分も含めまして6か所、これを合わせて毎秒496トンの強制排水と想定しているということでございます。

「溜める」につきましては、調整能力の向上ということでございますが、町内のため池30か所のうち17か所を活用、そして幹線水路を活用しまして、ため池と幹線水路を合わせて約50万立米の洪水調節機能があるということ想定をしております。

「防ぐ」につきましては、町外からの流入防止ということでございますけれども、満神排水機場につきましては、武雄河川事務所の所管（134ページで訂正）ということでございます。武雄河川事務所の調査課のほうに確認を行ったところ、現在の内水解析データでは流入量の把握は難しいということで回答をいただいております。具体的な数値につきましては、改めて内水解析を実施する必要があるということで御意見をいただいたところでございます。

高良川につきましては、杵藤土木事務所の管理ということでございますので、現在、高良川の内水解析を実施されているということで、この解析業務が完了しましたら、おおよその流入量は把握できるということでございます。

次、3点目でございます。町内に設置されている各排水機場の最大連続運転時間の実績ということでございます。

町内の排水機場の連続時間につきましては、令和元年、令和3年ということで実績を担当課のほうで出されております。それぞれ申し上げますと、鳴江の排水機場につきましては8月13日から14日にかけて9時間運転をされております。

令和3年の分だけ申し上げさせていただきます。令和3年、城ノ井排水機場につきましては8月13日から15日までの運転ということで、32時間30分ということになっております。大西の排水機場につきましては、8月13日から15日の運転ということで49時間、そして、東古川排水機場につきましては、令和3年分で8月12日から15日までの時間と連続運転ということで、56時間30分となっております。あと、朽木の排水機場になりますけれども、8月12日から15日までの運転ということで、56時間30分ということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御説明ありがとうございました。

書いてある文章は分かっているけど、中身が分からないということで、やっぱり町民の方は知りたいという方もいらっしゃると思いますので、説明で、この議会だよりが出たらみんな喜ばれるんじゃないかなと思っておりますので、ありがとうございます。また、一緒に我々も頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長、次に進んでいいですか。

○西原好文議長

よろしいですよ。

○三苦紀美子議員

それでは、次に進ませていただきます。

「流す」において、強制排水能力の強化として排水機場の機能強化が計画されています。しかし、計画表では、連続運転、浸水対策、2点、機場の整備のみが計画されていると思いますが、計画見直しイメージ図において、旧排水計画における強制排水及び許容湛水でのポンプ対応とされていますが、新排水計画では強制排水能力強化で計画がされていると思ひます。機場整備のみで許容湛水がなくなるのでしょうか、ちょっと疑問に思ひています。

昨年9月及び12月議会で、同僚議員の豪雨災害に対する新たな対策との質問に対し、回答で、排水ポンプの能力の再検討、あるいは強制排水を含めた新しい時代の総合排水計画を策定すると回答されたと思ひます。私は能力の再検討、あるいは強制排水能力強化とは、排水ポンプの能力を向上させることと考えておりますが、行政としての考え方をいま一度御説明願ひたいと思ひます。

次に、2020年1月29日の佐賀新聞に基づく、武雄河川事務所は観測史上最大規模となった令和元年及び平成2年豪雨を、90年に一度の洪水として想定した30年間の整備計画を策定と報道がなされました。今回の江北町総合排水計画では、100年に一度の確率雨量で計算されていますが、河川に受け入られる余裕があるとお考えでしょうか。また、武雄河川事務所と協議はなされたのか、お伺ひしたいと思ひます。

次に、満神排水機場についてお尋ねいたします。

頻繁に発生する浸水被害を受ける江口・正徳区より、平成25年9月3日付で江口・正徳区の降雨排水対策についてとして町へ、隣接地域の祖子分区、小城市永田区から流入に伴う対策として協議のお願いを出していた経緯があると思ひます。提出後、幾度か協議を重ねた結果、町内に関しては平成30年5月25日付で回答がなされました。しかし、小城市永田区関係

に関しては、いまだ回答がなされておられません。

総合排水計画に基づくと、小城市との連携完了は30年後と計画されていると思いますが、平成25年から問題解決に着手されていただければ、満神排水機場問題はもっと進展していたのではないかと思います。何で10年間放置されてきたのでしょうか。また、小城市からの流入量は把握されておりますでしょうか。お分かりになる分で結構ですので、お答え願いたいと思います。

あと、最後でございますが、高良川について。

今回の要望書に添付されている線路下を流れる写真を見る限り、ほかにも影響を与えている原因があるのではないかと疑問を持ちました。線路に遮られており、下流に流すところが少ないのではないかと。また、高良川からの流入以外からの流入がないのか等の疑問が浮かんできました。また、高良川からの流れ込み量を把握されておりますでしょうか。分かる範囲でお答え願いたいと思います。

以上です。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

三苦議員の御質問にお答えいたします。

強制排水能力強化の対応として、排水機場の機能の強化のみの対応ということで、許容湛水をなくすことが可能かということであったかと思えます。

自然排水で流し切れない水を強制的に排水する必要があるということですので、今回の計画においては、許容湛水をなくすということではなくて許容湛水の分を考慮せずに強制排水を行うとことで計画をしております。

強制排水能力の強化につきましては、強制排水する水の流量を増やすということではなくて、排水ポンプの稼働時間を増やして長時間運転できるようにすることで計画をしております。

近隣市町においては、令和元年、令和3年の豪雨の際、ポンプ場が浸水して稼働停止が相次いだことで強制排水ができなくなり、甚大な浸水被害が発生したと考えております。また、ポンプ場での事故で亡くなられた方もおられます。

本町は六角川と牛津川の合流地点ということでありまして、両河川の最下流に位置してお

ります。そのような地理的要因を考えますと、強制排水を行うポンプ場の重要性は極めて高いということで考えられますし、当然、ポンプを動かす操作員の方々も重要な役割を担われていると認識しております。そういった意味では、強制排水能力の強化として排水機場の機能強化を図ることは大変重要であるということで考えております。

次に、六角川、牛津川に受け入れる余裕があるのかということでございます。

国においては、令和元年8月豪雨を受けて激特事業を採択されておまして、河川の水位を下げるための河道掘削、そして、ヨシ繁茂抑制対策として湛水地の設置などを実施されております。このような事業によりまして、河川への受入れについては幾らか向上しているのではないかと考えております。

また、今後は牛津川遊水地や六角川洪水調整施設の建設なども計画をされております。もしそれ以上の余裕が必要な場合は、さらなる対策を国に要望することになるかと考えております。

町内で内水氾濫が発生しようとしている場合、本川に流すほかに方法はございません。ただし、本川も上流から下流までが同じ状況ということでございますので、この際、堤防が破堤しましたら、それこそ大きな被害となります。そうならないためにも、流域自治体と協力をして、なるべく事前に落水をしておく必要があるかと考えております。

武雄河川事務所との協議につきましては、後もって担当課のほうから答弁をお願いしたいと思います。

次に、満神排水機場についてでございます。

平成25年9月3日付で地元からの問題提起がされているということで、平成25年から着手していれば問題は進展していたのではないかと考えて、10年間放置されているのかという御質問であったかと思っております。

放置されていたかどうかを含めて、私のほうで確認することはできませんでしたが、その当時は利水、用水等の水問題について様々な利害関係が含まれていたということで、あえて関わるができなかったのではないかと考えております。

しかしながら、近年の気象状況は大きく変化し、甚大な豪雨災害を経験したことで住民の意識、行政の意識も大きく変わってきたのではないかと考えております。そういう時代だからこそ、今、話ができるようになったのではないかと考えております。

また、小城市からの流入量については、国が管理している（134ページで訂正）満神排水

機場が要因と思われますけれども、国のほうでも把握はされておられません。

河川事務所のほうでも、現在の内水解析データでは流入量の把握は難しいということですので、具体的な数値につきましては改めて内水解析を実施する必要があるということで、先ほども申しましたとおりでございます。

次に、高良川からの流入についてということでございます。

こちらは県河川となりますけれども、先ほどもお答えしたとおり、県でも今現在の把握はされておられません。ただ、現在、杵藤土木事務所においては高良川の内水解析を実施されておりまして、解析業務が完了すれば、おおよその流入量は把握できるということと思われます。

あと、高良川問題以外にも原因はないのかということでございます。

先日、水系ごとに開催した排水対策連絡会の際には、やはり鉱害復旧当時に設置した排水ゲートで担当地区や管理者が不明となっておりまして、ゲート操作が行われず、効果的に排水ができていないのではないかとといったような御意見も出されました。そのような御意見もいろいろいただいております。

これらにつきましては、今後、地元の意見、関係機関の意見を聞きながら調査を行いたいということと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁求めます。大島基盤整備課長代理。

○基盤整備課長代理（大島浩二）

おはようございます。先ほどの質問の中で、武雄河川事務所との協議は行われているかということでございます。

新総合排水計画策定時から武雄河川事務所のほうとは密に連絡を取り合って計画策定を進めております。今回協議についても武雄河川事務所のほうとは協議はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当にどちらの説明を聞いても、こういうのがみんな分かっていたら、ここで一般質問する必要はなかったんですが、やっぱり町民に見えていない部分があるということも皆さん御承知おきしていただきたいと思います。

それで、我が地区のことで大変申し訳ないんですが、引継ぎは田中町長からなさっていると思いますけど、永田は本当に住んでみないと分からない、被害を受けてみないと分からない。床下に来ただけでも、3か月、4か月は生活がめちゃめちゃになるんですよ。そのためにも、ぜひそういうことがないようにと。祖子分区と町内での話が早く終わったのであれば、どうして小城市とできないのかということ。町長、そのことについて、我々も町民の一員です。どんなにお考えか、ちょっとお考えをお聞かせ願えますか。

○西原好文議長

答弁求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。すみません、少し御質問の趣旨を理解できていなかったら、また訂正をいただきたいと思いますが、先ほど来から小城市の満神ポンプであるとか大町の高良川ということで、この議会の中でも名前が出てくるようになりましたが、多分出てくるようになったのは恐らくこの数年の間ではないかなというふうに思います。

やはり今回の総合排水計画を策定するに当たって、またその中に、特に町外の河川であるとか施設を盛り込むことについては正直ちゅうちょもいたしました。というのが、言い方を換えれば、よそ様のものをこちらでとやかく言うのはということが、多分今までもずっとあったんだと思います。実際そうでしたからですね。というのは、逆のことを考えれば、おたくのあれがうちに迷惑かけとっけて、個人ではあるかもしれませんが、恐らく町同士というのはなかなか、町内でも、先ほど御紹介があった区をまたいでの排水の調整というのも、遅ればせながら私が就任後に初めてそうした場も設けられたというぐらいのことです。ですから、先ほど放置という御指摘でしたけれども、放置だったのか、せんばいかん、したいけれども、なかなか一歩進めないというところがずっとあったんじゃないかなというふうに思います。

ただ、やはり今のこうした気象状況等を鑑みれば、なかなかそう言っていられないということで、今回の総合排水計画ではそこを一歩踏み越えて、先ほど御紹介ありましたように、我が町は六角川と牛津川の最下流、また、その合流点であります。ですから、川の中に乗っ

てくる水だけならいいんですけど、川の外——本当は堤内ですけどね、そうした水も当然、地続きなんですよ。ですから、今は流域治水ということが言われているわけですから、やはりそうしたことについても、ほかの市や町のことであったとしても、まさにその流域、堤内外問わず、やはりみんなで議論していくということが、そうした考え方なんじゃないかなということもありましたものですから、今回あえて小城市の満神ポンプ場、それと大町の高良川について、町としても江北町の対策の中に盛り込んだんですよ。やはりこの盛り込んだということそのものでは何も変わりはありませんけれども、これは我々としては大きな一歩だというふうに思いますし、先ほど武雄河川事務所との協議の話もいただきましたけれども、もちろん河川事務所ともいろんな協議もさせていただいておりますし、高良川については県の河川なものですから、県とも協議をさせていただいておりますし、御承知のとおり議会の皆様方にも御協力をいただいて、3月には内水対策の期成会を町として結成して、それこそ先般、県にも国にも要望活動もさせていただいたところであります。

この要望活動をするに当たっては、小城市、大町町とも——仁義を切るというのはあんまり言葉はよくないかもしれませんが、勝手に我々がやっているわけではなくて、小城市、大町町、それぞれと連絡を取りながら、江北町ではこういう内容で要望しますよと、また、いついつこうやって要望しますよ、またはしましたよということもお伝えをしております。そうせんと、特に、やはりうちの町のことでないだけに、やはり当該市や町が同じような問題意識を持っていただくということが大事だと思いますし、また、その同じ問題意識に基づいて同様の行動、活動をしていただくというのが大事だろうというふうに思います。

ちなみに、私ども、5月20日でしたね、国と県に要望に行きましたけれども、その後に小城市からも同様の要望をなされたというふうに聞いておりますし、大町のほうも同様の要望をされたか、されるかというふうに聞いておるものですから、そこは多分御理解いただけると思うんですけど、なかなかよその町のことを言うというのは、今までは難しかったというか、はばかられたということなんだと思います。それを、今回一歩乗り越えたものですから、そこは穴を開けましたので、しっかり進んでいきたいと思いますし、さりとて実際、当該市や町をないがしろにするつもりはさらさらありませんので、しっかりそこと問題を共有して、また歩調も合わせて活動していきたいということであります。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

町長ありがとうございました。

いや、本当に地元の困った顔を見ていると、私も地元にながら、なかなか手助けができないという感じですので、とにかく引継ぎが必ずあったと思いますので、その点、10年とか十何年とか待たせることじゃなくて、やっぱり我々の代表の行政ですので、しっかりと小さいところまで、本当にたくさんの仕事がある中で大変でしょうけれども、やっぱり町民のための町政、それをぜひ心がけていただきたいと思います。

私はこの分野で現地を全て見て回ったんですが、特別に勉強して、このことはこうしたらいいという、そこまではこのたび言うておりません。これから私も勉強してまいります。その都度またお願いをするか分かりませんが、とにかくここにいるのは町民の声を代弁している議員たちばかりだと思いますので、ぜひ、前の町長の時代でしょうかね、2人、議員の方が質問されているんですから、今の状態では、解決していても絶対これはおかしくない問題だと思いますので、ゆっくりした町政じゃなくて足早な町政を今後頑張ってください、町民のための町政をぜひぜひお願いしたいと思います。

今日はいろいろ、総務課長、町長の答弁を聞いて、皆さんも納得なさる方がかなり出てくるとと思いますので、少しだけ責任が果たせたかなと思っております。でも、これからが勝負でございますので、我々もしっかりついてまいります。しっかりと行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いしまして、この1問については終わらせていただきます。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

次よろしいでしょうか。次、2問目に移らせていただきます。

雨季を迎え、当件に関しては過去より関心を持っている案件でございます。

令和2年9月議会で、現状では町の対応は行っていないとの回答でしたが、令和3年8月豪雨被害を受け、農道、町道のり面被害について、行政へ地元より要望書が提出され、回答で、町全体として事業化を行い、計画的に進める準備をしているとの話を聞いたと思います。現在どのようなことになっているのか、進捗状況を皆さんに分かるように御説明いただければと思います。よろしく願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。大島基盤整備課長代理。

○基盤整備課長代理（大島浩二）

三苦議員の質問にお答えいたします。

地元から要望をいただいた際に、その回答の中に、町道のり面については補修を順次計画的に行うということで回答させていただいております。

大雨等により町道沿いの土羽が流出するおそれがあるものですね、そちらについては洗い出しを行っております。また、対象路線も洗い出ししておりますので、事業費等を試算させていただいております。洗い出した路線を緊急度の高い順に整理を行っております。毎年の維持管理予算の範囲の中で緊急度の高いものから順次補修を行うようにしております。今年度につきましても1路線を対応するようにしております。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

本当に今回は嫌なことばかりの質問で大変申し訳なく感じておりますが、でも、先ほどから何回も言っておりますように、町民のための町政であるためにはこういう嫌事も聞いていただきたいと思います。

とにかく困っている方もいらっしゃるということをぜひ御確認いただきまして、町長、分かっただくとお思いますので、できることから早く解決していただければと思いますので、早急な対応を期待してこの質問はこれで終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

次、行ってよろしいですか。

○西原好文議長

次、行ってください。三苦君。

○三苦紀美子議員

3問目に移らせていただきます。

エキ・キタの店舗へ行ってみたいとの声何人からも届きましたが、車がない、移動手段がない、とても残念がっていらっしゃいます。他町からは、江北はすごかねと、何か田舎と思えば都会的センスの江北町ということでお褒めの言葉をいただいております。と

てもうれしいことですが、町民の中で、そういう行きたくても行けない、我々は車を持っているから行こうと思えばすぐ行けます。でも、駐車場もあそこはかなり不便ですよ。そんな中で、今、大型バスが巡回しておりますが、バスを小さくしてでも、みんなが行きたいときに行ける機会をつくっていただきたいというのがこの質問でのお願いでございます。

私なんか、お年寄りの方と話す機会がよくあるものですから、行きたかとよって、行かれんたいねって。私たちが行かれんとはね、何であがん造んさあとやろうかって。造ってくれたなら私たちも行かれるごた方法を見つけてほしかということで、何名の方からもその声をいただきました。

そんなに深刻と私は考えていなかったんですが、大変すまないと思っていますが、今みたいな大型バスに乗っている人って本当僅かなんですよね。それでも助かっている人が何名かでもいるとすると大変ありがたいことですが、バスを少し小型、中型にしてでも、買物ツアーじゃないんですが、エキ・キタまで行って、そこで1時間ぐらい買物して、あそこでちょっとしたおいしいものを食べながら皆さんと交流して。一人で行く人はめったにいないと思います。誘い合わせて、高齢者の方は二、三人で行かれると思います。そんな中で、交流も含めて1時間ぐらいで、また同じバスが自分のところに帰れるような時間帯をつくっていただければ大変助かりますと。ぜひぜひお願いしますというのは、私が後期高齢者になった代表として頼まれましたので、ぜひ弱者の方の身になって、みんなが楽しめる、みんなが喜んでいただける、そういうエキ・キタコンテナショップであってほしいと思います。

ただ、私も何回か寄せていただいておりますが、やっぱり一日中開いているわけじゃないので、ちょっと、あれ何でかなというような声も聞いています。でも、それは店主の方の考えでしょうから何とも言えないんですが、でも、そのバス会社には、ある方を通じてこういう町民の声が出ていますが、バス会社としてはどうでしょうかということをお願いいたしました。そしたら、バス会社としては、いや、そういう取組をされたら、はい、自分たちもぜひ協力させていただきたいという、快諾と言うたらおかしいんでしょうけど、全く反対じゃない声を伺っておりますので、ぜひぜひ我が町のために、そして、先ほどから何回も言っております我が町民のためにいい施策であってほしいと思いますので、このことについていかがでしょうか。交流の場こそ、やっぱりこれからの老後の楽しみだと思っておりますので、その点をお返事いただければと思います。よろしく申し上げます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御質問にお答えしたいと思います。

5月4日にオープンいたしましたエキ・キタテナショップについては、当日の記念イベントだけではなくて、その後も多数のお客様にお越しいただいているということで報告を受けております。

今回のエキ・キタについては、そもそも駅の北口のにぎわいを再びということで今回整備をさせていただきました。以前から、これは私というよりも町のテーマでもありましたものですから、もちろんこれで全てだというふうには思っておりませんが、一定の駅北のにぎわい復活ということには資することができたのではないかなと思っています。

エキ・キタについては専用の駐車場は整備をしておりません。ありません。また、大変多数の方に御来園いただいておりますみんなの公園についても、一定台数の駐車場は確保しておりますけれども、むやみ—むやみと言ったらいけませんね、従来の考え方であれば、恐らくあれでも駐車場の台数は足りないというふうな御指摘も受けていたかもしれません。

先ほど申し上げました5月4日の記念イベントといいましょうか、エキ・キタのオープニングセレモニーとそのイベント、また、ネイブルで行われました鉄道フェスタ、そして、みんなの公園ではBelly Button（ベリーボタン）が中心になって開催をしてもらっていましたが、ファーマーズマーケット、さらには、JR九州ウォーキングまで開催をされておりまして、本当に町内至るところには言いませんけれども、たくさんの方が、天気もよかったものだから、歩いて移動をしていただく光景を見ることができました。

今回の5月4日のイベントに限らないことなんですけれども、コロナでイベントができなかった以前からそういう端緒はあったと思いますけど、例えば、ビッキーふれあい祭りなんか、従来の考え方で駐車場をあちこち予定をしていて、それぞれ人員を配置していたんですよ。もちろんお客さんは多数お越しいただきましたけれども、実は駐車場があまりいっぱいになりませんでした。

というのは、どういうことかということ、必ずしも従来のような移動手段、マイカーでとか自動車ということ、そういう価値観そのものが、やはり今の現代においては少し変わってきているのかなというふうに思います。これは先般の5月4日の先ほど御紹介しましたイベントを見ても、以前であればとにかく車で乗りつけて、ドア・ツー・ドアで来られそうなも

のを、天気もよかったからだとは思いますが、まさに歩くというんですか、そうした
ことそのものも楽しんでいただく方がたくさんおられるんだなというふうに思いましたし、
特に今回は駅の活用ということとセットなものですから、町内はもちろんですが、町
外の方が列車で来て、そして、エキ・キタで時間を過ごしていただいて、また帰っていただ
くとかですね。最近、朝は杵島商業の生徒がバスに乗る前にあそこで、多分お昼のだと思
うんですけれども、買って、バスに乗っているような姿も見受けられました。

ですから、必ずしも自動車で来るということばかりではないというふうに思いますし、も
ちろんバスも町内至るところに整備できればいいんですけど、それこそ町内の外れのところ
にあるわけではなくて、まさに駅に隣接しているものですから、よろしければ最大限そうし
た交通機関も活用いただければというふうに思いますし、恐らく何よりも、先ほど議員もい
みじくもおっしゃいましたけれども、3人ばかり連れだって行くんだろうと思うけれどもと
いうふうにおっしゃいました。タクシーを使えとは言いませんけれども、多分いろんなアク
セスの仕方というのは、これからはあるんだろうなというふうに思います。現在、社協のほ
うでも助け合いのサービスを実施していただいていますし、町のほうでも、これはどちらか
というとサロンといいましょうか、公民館までの移動手段についても、今回モデル事業とい
うことで取り組まさせていただきます。

ですから、行く手段がないからバスをとということも排除はいたしませんけれども、やはり
これからの時代、SDGsではありませんけれども、やはり持続性とかいうことを考えれば、
そういう経費がかからなくて継続的にやはり実施がされるような取組というものが、これか
らは大事なんじゃないかなというふうに思います。

なので、繰り返しになりますけれども、エキ・キタに行きたいからバスの路線をとというこ
とについては、今ここでそうしますとは申し上げませんし、ぜひそうした多様な移動手段と
いうのを町としてもこれからは準備していきたいという答弁に代えさせていただきます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

そしたら、町長、買物弱者じゃないんですけど、行きたいところに行ける足代わりのバス
をとということで、今の大型はほとんど乗っていらっしやらないんですね。でも、それでも

助かっている人がいるということはいいことなんですが、どうでしょうか、今日のこの様子をその方たちは全て見ていらっしゃると思いますので、これからそういうバス会社との、大きいのを小さく替えて、例えば1回か2回、その回数を増やすとかいう、そういうバス会社の交渉をトップとしてやってみたいと。どっちでしょうか。副町長ですかね、これは。どうですか。よろしくをお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私、以前の仕事も少し——少しじゃないですね、地域交通の仕事をしていたものですから、あがん大きかとはば走らすことはない、小さかるとに替えるぎよかとけというお気持ちはよく分かります。

ところが、バス会社は既にバスをたくさん抱えておられて、ここのバスだけのためのバスをお持ちでないんですよね。そうすると、小さかるとでよかけんということで小さいとに替えてもらうためには、まず今の大きいバスじゃなくて小さいバスを新たに買っていただいて走らせるということになるんです。

私も当初はそういうふうに思っていました。あがん大きかとじゃなくて小さかるとにするぎんた、もう少し安う走らるつとけと思っていたんですけど、やっぱりバス会社さんというのは、私ども江北町だけの路線を運行されているわけではありませんし、恐らくドライバーの方もそこだけということではないんじゃないかなと思います。そうすると、やはりバス会社全体としては、恐らく大は小を兼ねるとは言いませんけど、恐らく今の大型ということが、やはりいろんな用途ということなんだと思います。ですから、大きいバスだからお金がかかって、小さいバスということとは必ずしも言えないんじゃないかなと思います。

バス会社の方がどういう言い方されたか分かりませんが、小さかバスば買うてくるんなら、もしくは買うための経費ば出してくるんなら、小さいバスでもよかばってんということもありはしないかというふうに思いますし、もともと今の議員の御主張は、大きいバスじゃなくて小さなバスにすることでコストを下げれば、ほかのところも回れるんじゃないかというお考えなんだろうというふうに思うんですけども、そこは、もちろんバス会社に私どもとしてもお話しさせていただきますが、私が知る限り、大きいバスを小さなバスにということがそう必ずしも簡単ではないといいましょうか、仮にそれをしたとして、じゃ、町内至る

ところに満遍なくバスを走らせるということは、やはり将来的な時代を展望すると、これからの時代にふさわしいやり方ではないんじゃないかなというふうに思います。

今日は今日でエキ・キタへの交通手段をとという御質問でありましたけれども、別の場面では、江北町がいかに関域交通の維持のために補助金という名の財政的な支出をしているかということについて、議会でも御指摘を実はいただきます。ただ、一定、町の大事な交通機能でありますから、今のところはそうした形で維持をしておりますけれども、やはり今年70周年、それこそ100年目の30年後を展望しますと、また、至るところにバスを走らせるということではなくて、繰り返しになりますけど、やはりいろんな多様な移動手段を開発していく、確保していく、それを提示していくということなんだろうというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

御答弁ありがとうございました。

そしたら、普通に考えて、これから机上にのせて、こういう問題を解決してくださる、例えば課長会とかですね、そういう課内会議とかでやっていただくという先が見える、明るい返事と思っていいんでしょうか。それとも、足踏みの状態で何かのときはするというふうな状態でしょうか。

とにかく皆さんが、声を届けてくださいとおっしゃいましたので、私、届けました。そしたら、必ずこれを見ていてくださるだろうし、そして、どうだったという返事もしに行くのが我々の仕事ですので、そのときに、あしたとか、あさってとか、そういうことは言いません。机上にのせて皆さんの声をお互いで考えていただくかどうかだけでも、皆さんは納得していただくと思います。よろしくお願いします。

○西原好文議長

答弁求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

従来のバスや、またマイカーなどの既存の交通手段だけによらず、これからの時代を展望した場合には、多様な移動手段を町としても確保または提案をしていくということが、言ってみれば町のテーマの一つだというふうに思っております。

それは既に町としてのテーマで今既にあるものですから、先ほど御紹介をしましたように、主体も様々ではありますけれども、既にその一部については実施を始めているというふうに御理解をいただきたいと思ひますし、絶えずそうしたテーマについては、我々として今何ができるのかということは、ほかの問題と併せて日常的に既に取り組んでいるというふうに御理解をいただければと思ひます。

以上でございます。

○西原好文議長

三苦君。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。本当に我々の責任もかなり重うございますので、これから小さい声でも届けるかと思ひますけれども、ぜひぜひ町民のための、先ほどから何回も言ひます町政であるために、ぜひ町長をはじめ副町長もよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、少し道が開けたかなと思ひながら、この質問を終わらせていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○西原好文議長

6番三苦紀美子君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時5分。

午前9時53分 休憩

午前10時5分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

7番池田和幸君の発言を許可いたします。御登壇願ひます。

○池田和幸議員

おはようございます。今回2問の質問をしております。最後までよろしくお願ひいたします。

再質問、消防団の充実強化について。

今年3月議会で消防団の充実強化についての質問をしました。質問の後、担当課に、雨季前にぜひとも条例改正を行い、消防団員の処遇改善に係る対応をお願いしたところ、来年度以降になるとの回答でした。今回の再質問は、質問後の経過と近年の災害発生等に対するの

出動体制への緊急性がなされていないことからです。

再質問の1問目、各分団、各部の定数に対しての定数の検証を行い、見直しも必要になってくるのではないかと答弁されているが、その考えは。

2問目、若年層への新規加入のキャンペーン等については、今後、消防団の確認を取りながら行っていただけると答弁されているが、結果は。

3問目、女性消防団の組織化も行っていく必要がある。しっかり消防団と話し合いながらしていくと答弁されているが、話し合いは持たれたのか。

まず3つをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

再質問で、各分団、各部の定数の検証を行い、見直しも必要になってくるのではないかと
いうことの答弁のその後の考えについてということでございます。

考えといたしましては大きく変わっておりません。各部で担当する人口や世帯数の増減などを考慮した上で検証を行い、見直しも必要になるのではないかとということで考えております。

先日、町の消防団のほうにもお話をさせていただいておりますけれども、団の意見としましては、そもそも定数にこだわる必要はないということで考えておられるようでございますけれども、各部の数が減少するとなりますと、消防団として成り立たなくなるおそれもあるということで、時間も必要と思われまますので、慎重に協議していきたいということで考えております。

2問目ですね、若年層への新規加入キャンペーン等については、消防団と確認を取りながらということの答弁の結果ということでございます。

新規加入キャンペーンとまではいきませんが、今後、江北町くらしの情報ナビのウェブラジオのほうに現役の消防団の方に御出演をいただいて、消防団のPRをしていただきたいということで考えております。いつとは申し上げられませんが、日程を調整しているところでございます。

また、町の広報紙にも特集を組みまして掲載をして、入団促進を図りたいということで考

えております。

そのほか、今後、開催予定をされている町の行事等につきましても、新規入団の呼びかけ、そして消防団の活動紹介などを行っていったらということで考えております。

3点目、女性消防団の組織化についてでございます。

これにつきましても、消防団のほうとお話をさせていただいたところでございます。団の意見といたしましては、女性消防団員の組織化についての必要性は感じておられるということでございますけれども、現在、希望者がいるわけではなく、定数は満たしている状況でもありますので、まずは現団員の活動の充実を図りたいということで考えておられます。町としても同様に考えているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私が3月議会にして、今3か月たちました。その中で、各質問の回答を今されたんですけど、はっきり言って全然変わっていませんね。がっかりですね。

私、再質問をするということで、終わった後、すぐ課のほうに行って、かなりいろいろ言いました。この後またいろいろ次の質問がありますけど、消防団と話し合いながらということで課長から今ずっと答弁がありましたけど、ほとんど最初の3月議会に質問した内容と全く変わらないんですよ、今の課長の答弁は。多少、若年層に関してはいろいろな取組を紹介していただきましたけれども、私のほうが軽い質問だったのかなとちょっと自分で思いながら、今、答弁を聞かせていただきました。

ただ、その辺で、実際の中身はもっと下のほうで聞きたいと思いますので、1つだけ再質問したいと思います。

若者の消防団離れに加え、新型コロナ流行の影響で勧誘活動が停滞していると今言われています。これは全国でそういう話をしていますけれども、今、課長が言われましたことでは広報的なことだけ言われましたけれども、そのほかには何も検討はできなかったのか、その辺を1つだけお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

勧誘活動が停滞しているということで、広報等以外で何か検討されたのかというふうなところであったかと思えます。やはりコロナの影響もありまして、なかなか進んでというのが難しいところではございましたけれども、一応考えとしましては、先ほど申しましたようにこちらからの広報をしていくということでしか考えておりませんでした。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

そうしたら、一通り最後の質問、通告している分だけ話します。

4番目、報酬及び費用弁償についての検討は。

消防団と話をし、確認しながら見直しをしていく必要があると答弁されているが、検討されたのか、お願いしたいと思えます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えいたします。

報酬、費用弁償についての検討はということでございます。

費用弁償については、現在、消防団のほうとも協議中でありまして、町の案としては、出動体制についてはその時々状況により出動する部を分けて、出動の内容により金額を設定することを提案させていただいております。

これまで全分団に出動いただいていたということでございますけれども、見直し案としましては、まずは火災現場に該当地区の分団に出動いただいて、応援が必要な状況となりそうな場合はほかの分団にも出動を要請するような体制を考えております。

消防団の御意見といたしましては、金額は別として、状況によって出動する部を分けて、出動内容によって費用弁償の金額を設定すること自体は賛成いただいておりますので、危険リスクを伴う火災の発生時や災害時に出動する場合と、通常の訓練や警戒を行う場合で金額の設定を考えたいということで考えております。

報酬についても、活動の内容を考慮した上で、県内市町の状況を見ながら、特に7市町で構成する杵藤地区消防協会の中でも横並びで実施していく旨、消防主任会においては共通認識を持たれているということでございますので、実態に応じた見直しを今年度中に固めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

課長、確認ですけれども、今考えているということで、何も決まったということではないですね。分かりました。

それでは、再質問に移りたいと思います。

今年4月に消防庁は、出動に応じて支払う出動報酬を8千円以上にするよう求めており、これを満たしていないのは35.3%、607団体だと報告しています。

ちょっとモニターで説明をしたいと思います。

(パワーポイントを使用) これは佐賀県の令和4年4月1日時点の市区町村別処遇改善対応状況です。市町村別の出動報酬と直接支給を説明します。

先ほど質問に言いました消防庁が求めているのは出動報酬が8千円以上。満たしているのは、画面に映っています鳥栖市とみやき町の2市町だけです。それと、2千円以上8千円未満は、伊万里市、基山町、上峰町、太良町の4市町だけです。そして、1千円未満は、申し訳ないですけど、大町町とうちだけが900円というふうになっています。

何を言いたいかといいますと、私が一番思っているのは、先ほど課長に聞きました、考えていますということで言われました。私は今日、変えるようにしましたという答えを待っていました。先ほど課長の答弁に、重大な災害等があった場合にはやはり変えていかないといけないということで言われましたよね。今期またこれから雨季になります。当然、昨年度みたいな災害が来る可能性が大いにあるわけですよ。そういう中で、今もってまだ考えているということですので、私はやはりこの6月議会でぜひとも条例改正の案を出してほしかったです。そういう意味で今回質問しました。

直接支払い、これも書いております。直接支払いが町民の方にはよく分からないか分かりませんが、直接支払いというのは、今までは消防団のほうに2回にわたって報酬が町のほ

うから振り込まれます。昔は現金支給があったということを聞いていますけれども、それを各分団で判断して支給をするのか、それとも、皆さんと一緒に火事が終わった後に反省会を通じて、会を持つのかと、それはいろいろな考え方でいいと思います。ただ、今コロナの中で全然そういう反省会するものないし、集まるところありません。そういう中で、各部によっては直接支給をされている部もあると聞いております。ここに書いているのは直接支給、今現在されているのは鳥栖市、伊万里市、上峰町、有田町、白石町が直接支給という形を書いてあります。

こういうことで、今の表を見ても分かると思いますけれども、今の時代に合った報酬等をやっぱり考えないといけないと思います。先ほど、考えていますじゃなくて、やっていただきたいと思います。そしてまず、今私が出した表について、対応状況を見られてどう思われたのか、まずその感想をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

処遇改善の対応状況の表だったかと思います。これについては大町町と江北町が1千円未満というふうなところで、まだ改善されていないということで御指摘をいただいているものと思います。これについては上げる方向で検討、協議をさせていただきたいということで考えております。

ただ、消防団の役員、本部団員を除きましたら現在各分団に90名程度の団員がおられます。そのうち、町外の勤務の方がそれぞれ3分の2以上いらっしゃるということで、当然この方々は平日昼間の活動は難しいということ。そのほか、いわゆる幽霊団員と申しますか、町内におられても一度も出動されない方もおられるということでもあります。そのような方々の件も含めまして、いろいろな課題を整理させていただいて考えていきたいということで思っております。

消防団としては、今後交代期が2年に1度ということでございまして、令和5年4月、その次は令和7年4月ということでございますけれども、いろいろな課題を整理、検証した上で、まずは町から定数見直し、報酬、費用弁償の金額も含めまして、構想案を団のほうに提案して協議を行いながら見直しを行っていきたいということで考えているということでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

ちょっと1つ気になった点があります。

今出勤されていない方、もちろん幽霊団員というのはあんまりいい言葉じゃないと思いますので、それはよくないと思いますけど、たまたま来られない方ですね。そういう方に対しては、私が今言っている出勤報酬はないわけですよ。出勤した方だけに、やっぱり仕事もある中、それから自分のことがありながら、そういう災害とか火事とか、夜中も一日出て、そういう方に対して1回900円はあんまりじゃないでしょうかという質問をしているわけですよ。

だから、315人の定数全員に費用弁償を上げなさいということではありません。とにかく出勤をしていただいた消防団員に少しでもねぎらいのことをしないと、やっぱりこれが新規加入団員につながるんじゃないかなと思います。

それともう一つ、これは消防団に伺いを立てないといけないんですか、了解を得ないと決められないんですか。これはうちの条例ですよ。それはどうですかね。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の再質問にお答えいたします。

消防団に伺いを立てるといえるのか、町のほうの構想案を提示して、それに御了解をいただきたいというようなところでございます。当然、町のほうで案は作成することになるかと思えますので、その辺のところをやはり消防団のほうにも話をした上で決めていきたいと考えているということでございます。（「1問目ば答弁せんね。1問目、出勤した団員に対しての費用弁償がよかとねて」と呼ぶ者あり）

失礼しました。出勤した団員の方に対する費用弁償、出勤手当ということであります。

その費用弁償の分だけちょっと上げるということではなくて、やはり今、報酬も含めた上で併せて考える必要があるのではないかと考えているということでありますので、もう少し協議をさせていただいて、来年度当初予算に計上させていただければということで考えております。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

最後の質問までしてから、しっかり町長の答弁を聞きたいと思います。

私はさっきも言いましたが、3月の一般質問で活動に見合った報酬、費用弁償を考えていく必要があります、研究をさせていただきたいということが執行部からの答弁だったんですよ。災害の大小にかかわらず、災害に対しては一時の猶予も今はないと思います。なぜ早急に改正とかできないのか、それをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

なぜ費用弁償の分、活動手当の分、出動手当の分、早急にできないのかということですが、やはり先ほども申しましたけれども、課題といたしましてはいろいろありまして、その辺のところを整理して、その費用弁償の部分だけということではなくて、いろいろな課題の整理をした上でということ考えておりますので、御理解いただけたらと思っております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私は理解できません。何でそんなに、条例を全部変えるのに、一緒にするんですか。条例はそのときに応じて変えるのが改正条例ですよ。例えば、今もしも——ちょっと悪い言い方ですけど、大きなけがをされたというときに、費用弁償と別に災害関係の費用はありますよね。そういうことも消防団員さんは知らなかったですよ。殉職まで言うところとちょっとあんまりですけど、例えば、そういう方はそういうのがありますよというぐらいは、やっぱり今常識ですね、保険とかありますから。

そういうことも——ちょっと違う話になるか分かりませんが、やはり今、時を経て、こういう災害の中、特にうちは総合排水計画までつくっているわけでしょう。その中に消防団のこともありますよね。それは課長、やはり——いろいろありましてと。いろいろ分かりま

せん、私は。何がいろいろあるのか。どういう条件が引っかかっているのかですね。

だから、私も今回の質問の前に課のほうには、課長には直接そういうふうに言いました。今回はしつこく言いますよと。やっぱり分かる説明をしないとですね。今の答弁だと、なぜ変えられないのか。来年の3月を待ってくださいと。待つぐらいだったら今変えられるじゃないですか。何でできないのか、その辺は町長、もう分かればお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

課長の答弁を町長が解説するというのもどうかというふうには思うんですけど、3月議会で御質問いただきまして、恐らく池田議員がお持ちの問題意識と私が感じている問題意識というのはほぼ同じだというふうに思っております。

今年は町制70周年ということで、今議会の冒頭でも申し上げましたけれども、せっかくの70周年ですから、ぜひ町民の皆さんと共に祝いもしたいと、祝いたいというふうに思っていますし、やはり江北町のこと、もしくは江北町を、町民はもちろんですけども、町外の方にも知っていただく機会にしたいというふうに思っております。それが、知っていただくことがこれからの江北町が活力ある町として維持されることにつながると思っているものだからですね。

ただ、やっぱり私はもう一つ大事なことがあるというふうに思っています。というのは、くしくもといいましょうか、折しもといいましょうか、町制70周年であり、数年前から発生をしたコロナの感染拡大と。やっぱりこれが機を同じくして起こったというのは、ある意味、大事なことなんじゃないかなというふうに思っています。

世の中というのは少しずつ変化をしていきます。ところが、少しずつ変化をするものだからなかなか気づかないですよ。本来は少しずつ変わっていくので、もう気づいたときには遅いとかいうことがあるんですけど、やはりこうしたコロナとか、あとは多分、戦争とか、大きな災害とか、やはりそういうものをきっかけに、ある意味、不連続に世の中というのは変わっていくんだろうというふうに思います。そういう意味では、このコロナ禍といいましょうか、コロナというのは、いろんなことを見直して、新しい時代にふさわしいものに変えていく、そういう意味ではきっかけなんだろうというふうに思います。

特に我が町は、都市化と過疎化が併存しているということは前から申しているとおりであ

りますし、やはり従来は何ら問題なくできていたことが、もしくはされていたことが、どうもこのままで大丈夫なのかというふうなことがたくさんやっぱり発生をしていますよね。この消防、もしくは消防団活動についても、今、御指摘いただいているような定数の問題とか、それと報酬の問題とか、あとは団員確保の問題とかそういうものが、言ってみれば予兆として出てきているんだろうと思います。

例えば、消防団だけれども、大雨のときの水防もやってもらっているのはどういうことなのかとか、例えば、江北町でいきますと、基本的には常備消防ということで近隣の市町と共同で消防本部があります。その上で、言ってみれば非常備消防ということで消防団に協力をいただいているわけであります。実際、火災の現場に行きますと、やはり消防本部から来ていただいて消防活動をしていただいているのに合わせて、うちは全町呼びかけをするものですから、そのときに来られる人はみんな来ていただきます。ただ、特に今もやっぱり火災もいろいろ複雑・高度化しているものですから、やはり消防本部のいろんな指示に基づいて、消防団も一緒になってやっていくということになったときに、果たしてどのくらいの人がこの場に駆けつけたほうがいいのかとかいうこともありますし、逆に、じゃ、大雨のときに、それこそ消防団員の——昨年もボートで逃げ遅れた方を消防団の皆さんが本当に献身的に救出してくれました。やはりそうした機動力というのが、どうしても消防本部全部、広域圏を担ってあるものですから確保できるのかとか、恐らくそういうこれまで行ってきた消防活動なり消防団なりということが、やはりこれからも江北町の安全・安心のために維持されるためにはどうしたほうがいいのかということ、まずきちんと押さえんといかんとやなかかなと思います。

ですので、例えば、報酬を上げるとか定数を見直すとか、また、キャンペーンをするという、個別というよりも、そもそも何なんだろうねということをやったりきちんと確認する必要があるなというふうに思っていますので、今、課長が申し上げました、いろいろあるのではというのは、そうしたことをいま一度ここできちんと基本をまず踏まえた上で、そして、現状も見た上で、そして、これからはどういう姿がふさわしいのかということの中でやはり考えたいという意味だろうと思います。

先ほど費用弁償についても御紹介をいただきましたけど、おっしゃるとおり、江北町はもう本当に、そうした火災や災害の現場の出動も、警戒も、訓練も一緒なんですよね。じゃ、それだけ実際の団員の皆さんの負担が同じなのかというと多分そうではないということで、

市町によってはそこに差をつけているということだと思いますし、火災が起きたということで、とにかく行けば費用弁償ということも、ここもやはりどうした形が消防活動も含めて、特に我が町は常備消防があるという前提でいけば、こういう広域でやっているという前提でいけば、やはりそういうことをきちんと踏まえないと、対症療法的には条例を変えたりとか、費用を上げたりすることができますけど、じゃ、将来にわたってしっかりとした仕組みとしてできるのかという点も多分そうじゃないと思うんですよ。

もちろん現状では、既にそうしたいろいろ課題はありつつも、今、仕組みはあるわけです。既に梅雨にも入りました。もちろんなるべく早くということはありませんけれども、まずはやはりこの目の前の梅雨をしっかり乗り切るということも大事だというふうに思いますし、だからといって、いつまでも時間かけてだらだらということでは、変えようと思ってすぐ変えられるわけじゃないからですね、議会もありますから。そういうことの中で、先ほど課長がお答えした内容だというふうに思います。

最終的に、まだ私自身が町の責任者として判断をするだけの情報なり課題なりというものがまだ部内でもそろえ切れていないんですよ。ですから、そこはしっかり、そもそも何なのかということもみんなできちんと把握をして、そして、その上で必要な方式を決めていきたいというふうに思いますし、そこは機を逃さず取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

今、町長が分かりやすくというか、私を説得するような言い方をされていましたが、ただ、正直言って、これだけ変えるというのはなかなか大変というのはよく分かります。ただ、やはりほかの町からすれば、課長も答弁の中で言われましたけど、重要な火災、夜中一日出るときはまた違う条例がついているわけです、条例というか報酬がですね、この費用弁償以外に、特別出動手当とかそういうのは。できれば、どうですかね、その辺だけでも検討してもらえないですかね。

今、費用弁償に関しては、町長が言われたとおり私もある程度は分かりました。ただ、来年3月ということではほとんど変えるわけですよ、全体的にですからね。そういう組合せも変えないといけないと思いますし、時間はかかると思います。それは分かります。ただ、そ

ういう今の段階の中で、やはり少しでも消防団さんに対して、ねぎらいつておかしいかも分かりませんが、そのときに合った報酬はやっぱり特別にできないものかなと思いますけど、その点、最後をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申しあげましたように、それほど時間をかけていい問題ではないというふうに思っていますし、今、私が申しあげたようなことというのはやっぱり時間かかるんですよね。時間かかるからこそ早く取り組まんといかんというふうに思います。本当だったらしっかり1年間やってでも、時間が足りるかどうかわからないのに、結局は最後に条例だけ変えればいかということではいけないんだと思います。

なので、先ほど申しあげましたように、今、私自身が判断できるほどの情報とか課題とか論点とかいうことをまだ部内で持ち合わせていません。やっぱりそこをまた私もしっかり急がせたいというふうに思いますし、先ほど言いましたように、どっちにしてもそれほど時間がかけられないものですから、そこだけ先にとというよりは、やはり全体を見渡した中での見直しということではさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

あと1問ありますので。

ある程度今の答弁は分かりました。ただ、私もまたしつこく言っていくと思います。3月に出すのであれば、やはり12月議会にはある程度出してください、予定表ぐらいは。そうしないと、3月に出したら結局、当初予算も絡みますから、当然その辺のことも絡んでくると思います。その辺はよろしくをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ともすると、最終全部決めてしまっていきなりというのが、昔のといいましょうか、前時

代的な役所の仕事の仕方だったと思いますけど、御存じのとおり、今、我が町ではそうしたことはしておりません。やはり議員例会もありますし、途中途中で経過を共有するということが大事なんだというふうに思いますので、そうした進め方をさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

分かりました。

そうしたら2問目に行きます。新型コロナウイルス対策、いま一度の支援を。

令和3年度のコロナに負けない江北町づくり支援事業は、1、感染拡大防止のための取組が9事業、2、地域の元気を取り戻す取組及び生活支援で4事業、3、子供たちを守る取組、支援が10事業、4、非常時に対応した行政機能の強化で3事業、計の26事業、3月補正後の事業費は1億6,938万5千円が計上され、交付金充当額は1億3,775万8千円であります。このうち4年度への繰越事業もありますが、3年度においては様々な支援事業を取り組んでいただきました。

令和4年度一般会計予算の提案理由には、新型コロナウイルス感染症は住民生活、地域経済、町の事業の在り方そのものに大きな影響を及ぼしており、依然として予断を許さない状況が続くものの、これまで進められなかった行政課題等を検証し、進めていく機会であると考えていますと説明されています。

当初予算では具体的な新型コロナウイルス感染症対策は示されていないようですが、コロナ禍で厳しい状況であるため、町民の方々の生活に支援をしていく必要があると思います。

質問ですが、1つ目、コロナに負けない支援事業は具体的に考えていますか。2つ目、今年は何周年の年ですか。3年度もありましたが、70周年と関連した事業も企画されてはどうですか。まず、お聞かせをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

それでは、池田議員の御質問にお答えします。

コロナに負けない支援事業ということでもありますけれども、まず、生活者支援として、物

価高騰対策、江北町元気クーポン事業、これにつきましては町民全員に1人3千円のクーポン券を配付するものです。今回は生活者支援という趣旨を踏まえて、町内の大型店舗を含むほとんどの店舗で使用できるように考えております。

また、担当はこども教育課になりますけれども、学校給食費等物価高騰対策事業ということで、こちらにつきましては給食の材料費の高騰分に対する支援と。

さらに、事業者支援としまして、江北町中小事業者原油・原材料高緊急対策事業ということで、こちらにつきましては対象を燃料が高騰した運送事業者、さらに原料の高騰の影響を受けている町内の事業者ということで、これは県の6月議会で提案されております事業に町が上乘せをする形で支援を実施していくこととしております。

70周年の関連した事業の計画ということでもあります。前年度実施したふるさとだより、これにつきましては今年度も取り組むこととしており、コロナで帰省が難しい皆さんにも町の70周年の記念事業の様子などを伝えていきたいと考えております。

また、9月にはふれあい祭り、駅のフィナーレイベント、駅のホームでのマルシェなども計画しており、アフターコロナを見据えると同時に、70周年の記念となるように仕立てていきたいと考えております。

以上です。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

これは、私が一般質問を出すのが、今、課長が言われたのはまだ全然知ることでもできませんし、今議会に提案で出ています。私も議案書をももらったときに、ああ、うちもやっと腰を上げてくれたなと思っていましたが、再質問したいと思います。

今議会の補正予算で独自支援事業費が7,551万5千円計上されています。この中で、給食費についてちょっと質問したいと思います。

まず、学校給食等の高騰対策事業についてですが、この事業は新型コロナウイルス感染症経済対策事業としても上げられております。給食材料に対する値上げに関しては、今年に入ってから教育委員会のほうに私は打診をしていました。

6月1日の佐賀新聞には、「コロナ禍などを背景に学校給食で使用する食材が高騰している」、「政府からの「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のコロナ禍にお

ける原油価格・物価高騰対応分の配分額が内示されたことを受け、予算化の方針を固めた」と書かれてありました。コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の配分額が内示されていなくても予算化をされたのか。また、物価上昇相当の8%の補助の算出はどうしてできたのか、その辺を、まず2つ聞きたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

おはようございます。池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議が開催をされております。その中で、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策というのが示されております。これを受けて、内閣府のほうから5月2日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについてということで、各都道府県を通じて市町村のほうに周知がされております。

江北町としてもこれを受けて、本6月議会のほうに、給食費としては栄養のバランスや量を維持した給食の提供、それと子育て世代の負担軽減を目指して、原材料費の、教育委員会のほうで試算したのは7%になっておりましたけど、佐賀県議会のほうで示されている私立保育園の助成が8%でありましたので、うちのほうもこれに合わせて原材料費の8%ということで今回予算計上をさせていただいております。

以上であります。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと今の答弁で少し気になりましたものですから。

国の方針を受けてやったわけではありません。当然、町は町として、今の社会経済状況にはアンテナを高くして、今、世の中でどんなことが起きているのかとか、それが町民生活にどういう影響を与えているのかということから、様々な政策や施策を組み立てているつもりであります。渡りに舟ではありました。国が価格高騰のための交付金をくれるということですから、それならこれば使わんばよねということではあるわけですけど、国から言われたいとしないということは、今の時代、少なくとも我が町はありませんので、先ほど御質問あつ

たように、国から交付金が来たからやるのかということでは、そうではありませんということではぜひ申し上げたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

私がさっき質問の中に、教育委員会のほうには1月ぐらいから私も言っていました。値上がりするのは間違いないよと。私も商工会の役員をさせてもらっていますので、そういう情報は昨年から入っていましたので、それに対して3月議会では当然まだそこまでは余裕がないということでは言われました。

ただ、6月議会には当然出るだろうと思っていましたら佐賀新聞が先に出たので、あれっと思いましたけれども、それで今回あえて対応について聞きましたが、町長が、国とは関係なくされるということでしたので……（発言する者あり）はい、しなくても自らすると言われましたので、分かりました。

3問目に行きます。

武雄市は、新型コロナウイルスの第6波の影響で売上げが減少した市内事業者に4月から事業継続支援金を給付しています。前年度行った元気復活応援金、元気クーポン券等の事業の継続はありませんか。先ほど課長が答えましたので、そのクーポン券以外であればお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

元気復活応援金ということではありますが、今回制度の概要は若干異なりますが、物価高騰対策支援事業ということで、原材料等の高騰で厳しい状況にある町内事業者の方を支援することとしております。

前回の元気復活応援金の申請者は、農業者等を除いて大半が今回は対象になり得るものというふうに考えておりますので、こちらの事業で支援をしていきたいということで考えております。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど申し上げましたように、価格高騰対策、町としては何を今すべきかということは部内でも議論をしました。今議会の冒頭でも言いましたとおり、あくまでも今回第1弾として、各事業を予算として提案させていただいておりますけれども、申し上げたように農業関係を直接支援するような事業がまだできていないんですよ。それと、先ほど元気復活応援金はしないのかということでしたけど、名前は別として、農業者を含む事業者の支援というのが、これで全部だとは思っておりません。なので、そこは引き続きいろんな情報を収集して、町として、冒頭申し上げましたように、次の定例会を場合によっては待たず、機を逃さず、そうした手は打っていききたいというふうに思います。

部内でいろいろ議論をしたんですよ。やっぱり原料の高騰というのは、市場でいけば、それは価格にオンして、価格に転嫁するというのが1つあるよねと。そうすると、当然最終的にはその品物を買われる町民の皆様のところにしわ寄せが来るよねということだったものですから、そこは早めにといいましょうか、今回、元気クーポンということでさせていただきました。

ただ、やはり中には価格転嫁できないような業種といいましょうか、業態といいましょうか、そうしたものもあるということも承知をしておりますし、農業者の方が、入るのは後ばってん、出ていくのが今それこそ肥料や飼料や燃料の高騰でままならんという状況も聞いておるものですから、繰り返しになりますけど、ぜひここは定例会を待たずして、我々として手を打つべしということであれば、機を逸しないようにやっていきたいとしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

それでは、ほかの市町の状況がありますので、モニターをお願いします。

（パワーポイントを使用）これは県内のコロナ禍対応、物価高対策への対応状況です。

佐賀市は学校給食で使用する材料が高騰しているということで、5,400万円の補助をする

と。多久市は、低所得者ひとり親世帯等に1人当たり5万円の国の給付金に加え、市独自で5万円を上乗せして10万円を対象世帯にすると。それから、伊万里市は、今、先ほど町長からありましたような原油や肥料、飼料の値上がりに苦しむ農畜産業や漁業の現場を支援し、市民に対しては1人当たり5千円のクーポン券を配付する。鹿島市は全市民に1人5千円分の商品券を配付し、18歳以下と75歳以上の高齢者にはさらに5千円分を追加すると。基山町は給付対象外となる全ての子育て世帯に、1世帯当たり1万円を独自に給付するというような形でいろんな事業を取られています。

先ほどの表じゃありませんけれども、今紹介した各市町の対応状況はどこも手厚い支援をされていると思います。先ほど町長が先に答えられましたけれども、今議会後にでも、できれば9月議会前に臨時議会を開いてでも、今言われたような、私が紹介したような取組をぜひやっていただきたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回提案していないから、やらないつもりだと思われたらいけないと思ったものですから。議会の所信表明の中でも、あくまでこれは第1弾ですというふうに申し上げたところです。1つ、今回の元気クーポン券事業については、従来どおりお一人3千円で全町民にお配りをしたいというふうに思っていますけれども、今回ちょうど県の6月議会も開催をされておまして、県の6月補正予算の中に、実は商工団体等が行うクーポン、商品券事業については最大2,000万円の補助が出るというのを見つけました。

ただ、残念ながらではないですけど、これは町で補助を受けられないんですよ。ですから、商工団体、江北町には商工会があるものですから、できれば共同で、今度は商工会でこの2,000万円を使っていただいて、補助を取っていただいて。共同でやれば、お一人5千円になるよなということで実は思っていたんですよ。そうすれば、ほかのところ、5千円というところもありますけれども、やはり何でも町でやれるものばかりではないものですから、できればそうした形ですれば、合わせ技一本、5千円でいいなと思っていたんですけど、担当課のほうで県に聞きましたら、私どもが今回やっているようなクーポンをそのままお渡しするというじゃなくて、以前で言えばプレミアム商品券ですね、そのプレミアム分の補助だということらしいんです。

ですから、今回、元気クーポン券を商工会と共同で5千円というお渡しの仕方はできないんですけど、町がクーポン事業をやりますということであれば、商工団体、商工会がぜひ県の予算を取りに——取りに行つてというのは、取りに行くという意味じゃなくて、活用していただいて、商工会でプレミアム商品券事業をやつていただくと、相乗効果といたしましうか、やはり町全体でそうした価格高騰対策というのでも取れるのではないかなというふうに思つておりました、商工会のほうにも今そうしたお声かけといたしましうか——をさせていただいているところでもありますから、ぜひ江北町商工会におかれまして、町民生活を守る観点から、県の補助金を活用したプレミアム商品券事業をぜひ御検討いただければと思つております。

以上でございます。

○西原好文議長

池田君。

○池田和幸議員

町長が今言われましたけれども、ちょっと時間が少ないですけど、モニターをもう一回お願いします。

(パワーポイントを使用)これが県の原油価格・物価高騰対策ということで出ています。今、町長から言われたような商店街、業界団体の催しとかいろいろ書いてあります。ぜひその辺は、これから当然これを見ながらもできると思いますので、商工会でもされると思います。

ありがとうございました。ぜひ困っている方は町民の方だと思いますので、その辺は我々議員も執行部も一緒になって解決に取り組んでいきたいと思つています。

以上で一般質問を終わります。

○西原好文議長

7番池田和幸君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時10分。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○西原好文議長

再開いたします。

9 番 瀧上正昭君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○瀧上正昭議員

皆さんこんにちは。瀧上正昭です。それでは、通告に従いまして2点、まず1つは、海水流入に係る塩害対策、それからもう一つは、コンテナホテルの活用について、この2点でございます。

まず初めに、海水流入に係る塩害対策についてお伺いをいたします。

(パワーポイントを使用) 今、画面のほうに映っておりますのが、今回質問いたします鳴江水門の、左側が排水機場で、右のほうが排水門になります。これは鳴江公園のすぐそばにあります。

それでは早速ですが、惣領分地区にあります国土交通省武雄河川事務所が管轄する鳴江水門のゲートが完全に閉め切られていなかったため、4月20日深夜の満潮時間帯に六角川より農業用水路に海水が流入し、一部が農地に入る事態が発生をしております。このことから次のことについてお伺いをいたします。

まず1点目です。海水が流入するに至った経緯と地元への説明はどうされたのか、御答弁をお願いいたしたいと思っております。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長(本村健一郎)

瀧上議員の御質問にお答えします。

まず、鳴江水門からの海水流入事故の経緯ということであります。

4月20日に、雨季を前に、国土交通省が委託した事業者が水門の点検を実施しております。終了する際に水門を開門した状態で現場から引き揚げたことから、作業終了後の4月20日の夕刻、干潮時でありましたが、満潮時であります21日の午前0時頃にかけて潮位が上がったことにより水門内に海水が流入したものです。

明けて4月21日、8時前に地元の耕作者のほうから役場へ第一報がっております。暗渠排水の管から水が流れ出していた。周りには潮の香りもしたということでありまして、水路のブロック積みや田面がぬれているところも一部あったということでありました。

直ちに町担当者が現場のほうに出向いて地元の操作員の方と水門を確認したところ、ゲートが18センチ開いた状態であったということで、直ちにゲートを閉鎖して、さらに併せて鳴

江水門の上流の直近の水門まで閉鎖をしております。

その後、武雄河川事務所へ連絡して状況の報告。さらに、県の農業振興センターに連絡をしまして、幹線水路の水質検査の準備に早速取りかかっております。またあわせて、クリークの水を使用する可能性がある周辺の園芸農家の皆様にも町のほうから水の使用を控えてくださいということで連絡をしているところです。

その後、簡易検査の結果、基準値を超える塩分濃度が検出され、さらに、午後には詳細の結果が判明しまして、最も高いところで約1万ppmの塩分濃度が検出されたということで、これは海水が3万ppmでありますことからすると約3分の1ということで、非常に高い濃度が検出されたということでもあります。

それを受けまして、地元のほうに説明をさせていただいております。3回にわたって地元のほうには説明をさせていただいております。

まず1回目が、4月22日、事故が発覚した翌日であります。地元の水利関係者の皆様、さらに関係する生産組合長さんに発生要因、被害の状況等について報告をさせていただいております。さらに2回目は、4月28日、こちらも水利関係者の皆さんと関係する生産組合長の皆さん。これまでの経緯と水路の水の入替えの状況、さらに土壌水質検査の結果の概要ということでお知らせをしております。最終、5月12日に水利関係者の皆様、組合長の皆様、加えて被害に遭われた地権者、耕作者の皆様に、今回の経緯、また土壌の分析結果。さらに5月2日には、ある程度被害の範囲が絞り込めておりましたので、補償の話ということで地元のほうには説明をさせていただいております。

今回の事故に関しまして、地元の水利関係者の皆様、筑水の関係者の皆様、羽佐間土地改良区の皆様、さらに生産組合長会の皆様、県の農業振興センター、JA、農業共済、町議会、消防団等、関係団体の御協力により円滑に初動が行うことができたことを併せて報告します。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

土壌検査の結果が2日に分かったということで、あらかたの範囲が分かったと。国あるいは業者の方が、個別にというか訪問されて、おわびを申し上げられたというふうに聞いておりますけれども、私は、できれば2日に分かった段階で、それはいろいろあるんだろうと思

います、現状等いろんなものがかかかりますから。軽々に行かれなかったということかも分かりませんが、まずはこの2日の検査結果である程度のところが分かったのであれば、やっぱり耕作者とか地権者とか、あるいは関係者のところに出向いて行って、御迷惑をかけた、心痛をかけた、その気持ちを酌んでおわびを申し上げに行く、挨拶に行くということが必要だったんじゃないかと、そうするべきだったろうというふうに思います。

それでは、2点目に行きます。水路及び農地に係る塩害の範囲と除塩対策はどうされたのか、御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

淵上議員の御質問にお答えします。

2問目については、画面を見ながら説明をしていきたいと思っております。

（パワーポイントを使用）まず、水質検査の状況の説明をさせていただきます。水質検査につきましては、4月21日、発生直後から4回にわたって実施をしております。水質検査の範囲としましては、流入があった3号水路を中心に、西は2号幹線水路、北は3号水路の県道江北～芦刈線の上流部、さらに東側については4号幹線水路ということで、総延長約10キロメートル、29か所の水質検査を実施しております。

一番左の黄色で表の中に書いております。表の中で作物の生育に支障がない塩分濃度の基準として300ppmというものがあありますけれども、300ppmを超えている箇所が、21日発生直後には全体の17か所あったというものであります。

その後、4月22日、23日に幹線水路の排水対策を実施しております。2回の排水対策を受けて、次に4月25日に2回目の水質検査を実施しております。こちらにつきましては、排水対策を実施した効果もあって、300ppm基準値を上回るところが前回の17か所から8か所にまで減少しております。

さらに、4月26日にも幹線水路の排水対策を行って、また、26日には1日当たり41.5ミリという降雨もありまして、次の3回目の4月27日の検査時においては基準値を超えているところが4か所にまで減少しているという状況です。

さらに、5月2日最終で検査をしております。この時点では、一番右になりますけれども、300ppm基準値を超えているところはゼロということで、5月2日時点では農業用水に関

してクリークの水を使っても問題ないということで、水質のほうは改善されているということでもあります。

次に、土壌検査の結果であります。

土壌検査につきましては、4月22日、これも事態が発覚した翌日に水質検査を実施した水路沿いを中心に、隣接する農地について20か所、土壌調査を行っております。その結果、塩分濃度が高いということで被害の可能性があるということで特定されたのが、真ん中の赤囲みのところになります。こちらが35ヘクタールということで、実際に被害があるということで、絞り込みが35ヘクタールということでできたということでもあります。

35ヘクタールについては、5月2日に全筆の土壌調査を行っております。その結果、まず、土壌中の塩素濃度につきましては、降雨等があったこともあって全ての圃場で基準値を下回っていた。一方で、ナトリウム分、これが圃場全体の35ヘクタールの中で残留が認められたということで、このナトリウム分を土壌改良によって洗い流す必要があるということで土壌改良を実施しております。

土壌改良につきましては、被害が認められた35ヘクタールに対して石灰の散布、さらに耕起をして、その後、水を数日間張って、それから排水するということが除塩対策が実施されています。石灰の散布量は10アール当たり200キログラムということで、既に土壌改良の除塩対策のほうは終わられています。

また、除塩にかかった費用については国が補償するということになっておりまして、耕作者との協議は完了しているところであります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

除塩対策で、先ほど課長が言われましたように10アール当たり200キログラムということですが、水稻も大豆後のところも一緒に200キログラムということでよろしいでしょうか。

それと、土壌にナトリウムというふうなことがありましたけれども、これはナトリウムがあれば何がどういったところに問題があるのか、分かれば答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

次期作が水稲の場合につきましては、1反100キログラムを散布するというので、次の水稲が終えて、麦の前にさらに100キログラムということで2回使用することになっています。大豆につきましては、1回で200キログラム、次期作が大豆のところは今回一気に200キログラムを使用しているという状況です。

それと、ナトリウム分が及ぼす影響につきましては、ナトリウムが土壌中に残留することによって粘土質になって、水はけが非常に悪くなるということでもあります。ですので、畑作物等に関しては、そこを改善していかないと非常に生育に影響が出るおそれがあるということでもあります。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

分かりました。水稲については2回に分けて100キログラムずつ、200キログラムということですね。

土壌にナトリウムがあれば、水はけが悪いとか、あるいは肥料の効きが悪いというようなことがあるということから、そういうふうに石灰をやるということですね。はい、分かりました。

この石灰散布については6月上旬までするというものでありましたけれども、現状としては、もうほぼほぼ済んだのかどうなのか、現状の散布の進み具合はどうなっておりますか。

○西原好文議長

答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

土壌改良については、おおむね該当する圃場については完了しているということで聞いております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

分かりました。

それでは3点目です。塩害を受けた農作物への補償ですけど、これはどうなっているのか、御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

淵上議員の御質問にお答えします。

まず、35ヘクタールの内訳として、地権者、耕作者対象者が25名おられます。そのうち、作付されていた作物としましては、麦が33ヘクタール、タマネギが1.2ヘクタール、その他野菜などが0.8ヘクタールでありました。タマネギ、その他野菜などについては、県の農業振興センターが追跡で調査をしております。随時圃場を確認して回っておりまして、結果的に減収は見られなかったということであります。

一方、麦については、坪刈りをして、現在、県の農業試験場のほうで検査をしております。検査の結果と地域の実収量、例えば、カントリーの実績を比較して補償費を算出する方向で検討しているところです。最終的には河川事務所のほうでそういったことを参酌して補償額を決定されるということで考えております。

以上です。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

その地権者の前年度の取れ高と、それから今年度の差額とか、あるいは先ほど言われたカントリーの全体像の、大体反当どれぐらいという形の中でされるのかなと思いますけど、そこはしっかりと町としても注視をしていただいて、しっかりサポートしていただきたいなというふうに思います。

今回この海水が流入してきたことについて、非常に初動の対応がよかったなというふうに私は思っております。それと、我々議会に対しても状況を逐次全て報告をいただいております。

し、そして、資料としても提供していただいております。これは本当に対応がよかったなどというふうに私個人としては思っておりますし、地元の方、被害を受けられた方、関係されている方たちも、そういうふうに思っているんだろうというふうに思います。今回の補償の問題についても、やっぱりいろんな耕作者等々からいろいろ御相談があれば、しっかりとした町としてのサポートをしていただきたいなというふうをお願いをしたいところであります。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御指摘いただきましたとおり、主体は国、河川事務所のほうに移りはしましたけれども、当然、町内における危機でありますし、取りも直さず町民の皆さんが今回被害に遭われておるわけでありまして、引き続き町としてもしっかり関与していきたいというふうに思います。

先ほど少しだけお褒めをいただいて、正直よかったなと思いました。というのが、大雨なんかは比較的事前に予報があるものですから、雨が来るよと、このくらいの被害が起きるよというふうに、言ってみれば事前に準備ができるんですよね。ところが、今回の海水流入というのは、我々にとっても予期せぬ事態でありましたし、思い返しますと、我が町で発生をしました鳥インフルエンザも突然のことでありました。突然の災害といいますと、地震もあります。ですから、先日の防災会議の中でも申し上げたんですけど、大雨の準備、対応だけではなくて、実はこうした突然やってくる危機ということに我々はいつもさらされかねないというふうに思っておりますし、それがまた大事だというふうに思います。そういう意味では、今回これまでいろんな取組をしたものが、もしかするとどこかには生きたのかなというふうに思っております。もちろんいろいろ反省すべき点はありますけれども、でも、そうした評価をいただくのは大変ありがたいなというふうに思います。

危機対応の鉄則として、大きく構えて小さく収めるという言葉があります。当初は150町とか10キロとかいうことを言っておりましたものですから、そがんだげさにと言う方もいらっしやいましたし、それは、海水がちかっと入ったけんていうて何てなかくそと言う人もおんさったです。でも、それは個人で責任を取れる範囲であればそれでもいいかもしれませんけれども、やはり町としては、先ほど言いましたように大雨とか、台風とか、地震とか、鳥インフルエンザと全く変わらない危機であるものですから、やはりそうした考えで臨んだところでありまして、これからもどんな危機が突然来るか分かりません。

今回のことは海水流入の対策ということで済ませるのではなくて、そういう中にいろんな普遍的な、ノウハウみたいなものがやっぱりあるんだよなということも思いましたものですから、先ほどのお褒めの言葉に甘んじず、しっかりこれからも次に生かしていきたいと思えます。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

それでは、4点目に行かさせていただきます。

原因は人的要因によるものと聞いておりますけれども、国、町の再発防止の対策として、どのような方法を考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

淵上議員の御質問にお答えします。

まず、国の再発防止策ということですが、1つがチェック体制の強化ということで、現在、1人で確認していたものを2名以上で確認して、さらに、最終の操作盤の写真を技術管理者に送信するということがチェック体制の強化を図ることが1点です。

それと、操作盤の前に今の状況、例えば全閉なのか全開なのか、そういった状況を張りつけて、操作盤とその表示がちゃんと合っているかということでの確認をしていくということと、誤認防止のために点検様式を改善するということが、不必要なものは削除して誤認を防止するということが1つ。

それと、試運転のときに監督者が立ち会って、目視確認だけだったものを書類にもしっかり確認をしていくということで、以上の4点が国の再発防止策ということで報告を受けております。

以上です。（「町の対策は」と呼ぶ者あり）

町については、すみません、基盤整備課のほうでお願いしたいと思います。

○西原好文議長

大島基盤整備課長代理。

○基盤整備課長代理（大島浩二）

渚上議員の質問にお答えいたします。

町の再発防止策ということでございます。六角川沿いの水門樋管につきましては、国の施設がほとんどでございます。ただし、町の施設といたしまして、朽木排水機場から直接排水いたします樋門につきましては町の管理ということになっております。こちらにつきましては、国の再発防止策を参考に、操作員への注意喚起、また、ゲート操作盤への点検後の全閉の表示、また、チェックシートの見直しを行うようにしております。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

武雄河川事務所のチェック等々、答弁をいただきましたけど、これは、例えば操作員さん、今回の場合は事業委託を受けた点検業者でありました。今答弁いただいたそのチェックマニュアルとかを確認するとかいろいろ言われましたけど、それは操作を委託している操作員さん全てに関わるものなのか、ちょっと確認をいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。本村地域振興課長。

○地域振興課長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

先ほどの再発防止の対策については、受託された業者と河川事務所の担当というところで認識をしているところです。

以上です。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

今、例えば臨鉦ポンプの操作員さんも、樋管あたりの水門とかそういったところを毎月点検をしていると思います。今回みたいな点検業者の人たち、国の職員さんということだけではなくて、一番多く使っているのは操作員さんなんです。実は皆さん御存じのように、ヒューマンエラーというのがあります。私はその対策そのものをしたほうがいいんじゃない

かなというふうに思っております。

ヒューマンエラーというのが200ばかりあるという中で、大きく分ければ4つ分類がされるというふうに思います。それは思い込みのミス、うっかりミス、それから目的間違いのミス——今回あった確認ミスですね。だから、こういうものを操作員さんあたりにも、もし可能であれば講習会をするとか、そういうところで、ただ、チェック項目だけを追っていても完全ではないんじゃないかなと。だから、こういったミスがありますよ、だから確実に確認をするとか、うっかりミスをしないようにというふうなことをですね。

河川事務所のほうは、1年間の中に1回だけ操作員さんに対する講習というものが書いてあります。ちょうど排水機場に行ったときにずっと書類を見よったら、平成27年、28年度分は私見ましたけれども、現在もされているのか。その辺をちょっと確認した上で、この確認ミスだけではなくて、操作員さんに対する研修会あたりをやっていただくとか、もちろん先ほど大島基盤整備課長代理のほうからもありましたように、朽木の場合は町が管理していますものですから、そこは一緒にできるんじゃないかなというふうには思っております。そこは今後、国ともお話をさせていただいて、ぜひやっていただいて、こういったことがないようにお願いしたいと思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど今回の対応についてお褒めをいただきましたけれども、当然それで終わっちゃいけないと思っていますし、人ごとにしないということが大事だと思います。

それともう一つ、ハインリッヒの法則というのがあって、一つの重大事項の裏には30の軽微な事故がありますし、いわゆるヒヤリ・ハットと言われるものについては、さらにその10倍、300件ほどあるというふうに言われています。

ですので、今回の1件が海水流入の今回の事故であったとしたら、その裏には小さなミスは30個ぐらいありますし、ヒヤリ・ハットといいましょうか、うっかりというような場面というのは300個ほどあるということなんだと思います。ですから、やはり人ごとにせず、そして、この一回の操作ミスだけを捉えてということではなくて、やはり一連の操作をきちんと見直すということが次起こさないということだと思います。ですので、国はもちろんでありますけれども、町のほうもしっかり見直しをしたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

それでは、最後になりますけど、画面をいいですか。

(パワーポイントを使用) 今回は鳴江水門からの海水流入でありましたけれども、関連と
いいですか、近年、東古川の樋門の招き扉、あるいはフラップゲート、呼び名がありますけ
れども、流れてきた木材が挟まってしまって、その戸が完全に閉まらなかったことによって、
六角川より東古川、内水のほうに流れ込んだ事案というのが年に数件発生をしております。
それで、これらのことを思いよったら、切替えゲートの前に木材やごみなどの流れ込みを防
ぐ防護柵等の設置ができないかということです。

それともう一点は、各排水機場の水門、樋門の内水側に海水等の流入をリアルタイムに把
握できるセンサー等の設置ができないか。設置をすることで、流入時に操作員等に情報が
入って早めの対処ができるということなんです。先ほど言いました木材が挟まったというの
は、先月の27日も実はあっているんです。そのときは戸を閉めて、中に入って行って取った
ということであります。ちょっと画面で見たいと思います。

(パワーポイントを使用) これが私が言っている、その下のほうにちょっと黒く見えるの
がフラップゲート、先ほど言った招き戸。これは八町制水門のすぐ下流に、ここに上から流
れてきたら、今は少ないんですけど、ずっとこういうふうにごみがたまってくるんですね。
こういうふうなところが木材とか流れてきます。六角川のほうに流れていくんですね。通常
ここは開いています。排水機場のポンプを回したら、ここを全部閉め切ってしまうんですけ
ど、通常はこういうふうな状態で六角川のほうに流れていくと。

水が六角川のほうが干潮の場合、こちらのほうの水が多かったら自然に流れていくという
形になります。こっちが六角川のほうですね。こっちのほうに流れていくという形になりま
す。向こうから、内水から六角川に流れてくるときに、この開いたところに先ほどのよう
な木材あたりが詰まって、そして、六角川が満潮になってきたときに、これが閉まらないも
のですから、この開いたところから水が内水のほうに入ってくると。これは朽木でも、いろ
いろなところでもあっているというふうには聞いております。そういうふうになっているわ
けですね。

今、全体像からいえば、ここは国交省の排水機場、向こうのほうに見えるのが東古川の排水機場という形になります。これが先ほど言いました、こっちのほうから入って外に流れていくという形になります。

それで、先ほど言った防護柵と水が入ってくるセンサーが設置ができないかということの答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。大島基盤整備課長代理。

○基盤整備課長代理（大島浩二）

渚上議員の質問にお答えいたします。

まず、東古川の切替えゲートの前にフェンス等の設置ができないかということでございます。切替えゲートの管理につきましては国土交通省管理ということでございましたので、早速、国土交通省に要請を行っております。ただ、防護柵の設置につきましては、やはりちょっと時間を要するということですので、本年度に関しては、オイルフェンスを設置させていただければというふうな話をいただいております。オイルフェンスの設置によって、今後の動向を見ながらフェンス等も検討させていただきたいという回答でございます。

また、センサーについても同様に要請をしております。県内でも実際センサーを導入して、その効果が得られているという市町もありましたので、そういった情報を武雄河川事務所も恐らく入手されていると思いますので、センサーについてもちょっと時間を要することから、検討させていただきますということで御回答をいただいております。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

これは東古川だけに限ったわけではなくて、鳴江も朽木も、もちろん大西もそういうふうにして、ごみが入ってくるのを防ぐにはオイルフェンスみたいなやつを置いて、しかし、制水門のすぐ10メートルばかりぐらいのところにはオイルフェンスがあるんです。実際、大雨が降って水かさが増えて制水門が倒れたりとか、あるいはどうしても下から上げなくちゃいけないということになると一気にぼんと流れてしまうんですね。だから、そこら辺も踏まえて対応をしていただきたいというのが一つ。

それから、さっき言ったセンサーについては、例えば、朽木もそうでしょうし、鳴江もそうでしょうし、海水濃度がさっき言った300 p p m下になるぐらいが——どの辺まであるのか私もよく分かりませんが、基本的には海水だけではなくて、水が逆流をしてくるような状態が、排水樋管もそういったところもあっています。だから、そういうものが仮にセンサーとして、ああ、水が入ってきよるばいということが分かるようなものがあれば、その辺は国のほうにも申入れをしっかりとさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○西原好文議長

次、行ってください。淵上君。

○淵上正昭議員

次のコンテナホテルの活用についてお伺いいたします。

本町は、地震、大雨等による大災害が危惧される中、万全の防災・減災対策の一つとして、佐賀県では初めてとなる、本町にレスキューコンテナホテルを開業する。本社は千葉県市川市にありますけれども、デベロップと災害時連携協定を5月12日に締結をされました。レスキューコンテナホテルは、令和4年5月現在で全国に49拠点、1,648室が展開され、自治体との災害時協定は96件で、本町が96件目となります。

このレスキューコンテナホテルのタイプは、床下に車輪を設けた車両型で、平時は1棟1室のホテルとして運営し、災害などの有事には被災地にトレーラーで牽引して移設し、避難施設などに活用されることになっています。

当該レスキューコンテナホテル「HOTEL R9 The Yard 江北」、これは30室ですが、佐留志の国道34号線沿いに5月30日にオープンされております。

そこで、次のことについてお伺いをいたします。

1点目ですが、災害時連携協定の概要について答弁をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

淵上議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員から御紹介ありましたけれども、去る5月12日に江北町と株式会社デベロップ様で、災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定を締結しております。この協定

につきましては、地震、風水害、その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、町の要請に基づき株式会社デベロップ様が保有する、または管理する移動式コンテナホテル等の貸与による提供を受けるというものであります。この協定に基づきまして、町が必要に応じて要請を行った場合は、コンテナホテル等の優先的な提供による協力をいただくこととなっております。

町がコンテナホテルの貸与による提供を受けた場合は、基本的な運営は町の職員が主体となって行うこととなりますが、株式会社デベロップ様のほうでは可能な限り町に協力いただける内容ということとなっております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

分かりました。

それでは2点目です。災害時において、本町あるいは周辺自治体がコンテナホテルを必要とした場合の対応と取決めですね、先ほどは、基本的には本町がして、サポートをしていただくということなんですけど、この必要性があった場合の連絡体制はどういうふうに、例えば、江北からこういうふうをお願いしたいと、5室なら5室必要だというふうなことについては、受付かどこかに言われるだろうとは思いますが、その辺の取決めがあるのかなと思いますけど、その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

周辺自治体との関連ではなくてということによろしかったでしょうか。（「それも含めて」と呼ぶ者あり）

すみません、それでは、取決めということでもありますけれども、今のところ県内自治体でデベロップ様と災害協定を締結している自治体は本町のみでありますので、例えば、広範囲に及ぶ災害が発生しまして、本町と周辺自治体が同時にコンテナホテルを必要とした場合は、協定を締結している本町が優先的に提供を受けることができるということでもあります。

本町から要請を行う場合には、緊急を要するというので、まずは口頭により要請を行い、

同時に職員を派遣するということになります。後もって書類のほうを提出するという流れになります。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

そしたら、今のところは本町だけが協定を結んでいるから、何か大地震があつてどこも、例えば、大町も欲しいな、小城も欲しいなとか、そういうふうになった場合、いやいや、少なくとも江北町が欲しいと、これは仮に普通の一般客がいないことを想定して30室必要だというふうに判断した場合は、要請をかけた場合は、それは江北が優先ですよということであるらしいですね。

それでは3点目です。これが一番聞きたいことというか、実はコンテナホテルを使う要件として、どういった場合にどういう方がそれを利用する、江北町が利用するか活用するかというのは取決めをしていますか。もし決めてあるのであれば答弁をお願いしたいと思いますけれども。

○西原好文議長

答弁をいただく前に、12時過ぎましたけど、超過時間が10分程度ありますので、引き続き質問、答弁を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長(山中博代)

淵上議員の御質問にお答えします。

避難者の優先順位とその解釈はというようなところであったかと思えます。町が避難を呼びかける場合は、基本的には、まず指定避難所への避難をお願いすることとなります。コンテナホテルへの避難については、大規模な災害が発生した場合の活用を考えておきまして、例えば、指定避難所及び福祉避難所への避難が特に困難と思われる避難行動要支援者の方が避難される場合などについては、名簿を管理している健康福祉課と連携を図りながら、そのときの状況を見ながら、必要に応じてコンテナホテルの提供を要請したいということで考え

ております。

以上でございます。

○西原好文議長

淵上君。

○淵上正昭議員

なかなか理解しにくいというか、例えば、福祉センターであったりとか指定避難所があります。その中に避難してくださいというような呼びかけをいたします。そこで、どうしてもできない、そこに行かれないという方が要支援者という形、今言われましたけど、そうではなくて、例えば、小さな子供さんたちを抱えた家族であったりとか、あるいは高齢者でどうしても皆さんと一緒にできないとか、あるいは熱があって、いろいろ状況があるんだろうと思います。誰を優先するかというところの線引きというのはなかなか難しいんだろうと思います。ただ、よし、そいぎちょっと俺もコンテナホテルに行きたいなという、そういう安易なことではなかなか難しいだろうなというふうに思いますので、そこはきちっと一線、町民の皆さんにも言うておかないといけないだろうなというふうに思います。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、町内にコンテナホテルがオープンをしたということで、町民の皆さんもある意味、期待をしておられるんだと思いますし、実際そういうお声も聞きます。

先日の内覧会のときにも地元の方が来られて、町長、地元の者は今からここに真っすぐ避難すると、後で役場がお金を払ってくれるとやろうという方もいらっしゃいました。もちろんそんな使い方をするつもりはありませんし、さっき課長は要支援者と言いましたけれども、要支援者だけでも相当な数に上ります。せっかくそうやって御期待いただいているのに申し訳ないんですが、こういうテレビの向こうで御覧になっている方もいらっしゃるものですから、極めて限定的だと思っています、町としてあそこのホテルを使わせていただく場合というのは。

というのは、1つは、例えば医療的ケア児とか、やはり今の避難所であれば集団で皆さん避難をしていただくものですから、そういうことの中で集団で避難にふさわしくない方、もしくはふさわしくない事例というのが出てくるんだというふうに思います。ですから、そう

いうときに個別に判断をする必要があるかなという思うものですから、もちろん30室ありますから、そうした方が30人を超えれば当然優先順位という話になりますけれども、先ほど申し上げましたように極めて、町が要請して、どなたか避難者の方を、避難所におられる方を、この方は——言ってみれば別にあそこに避難していただくというようなケースはかなりまれだろうという思っておりますものですから、この機会に改めて言いますけれども、町として避難所として活用させていただくのは、かなり限定的で個別に判断をする必要があると思います。

冒頭申し上げました避難というのも、避難所に逃げるだけが避難じゃなくて、今はあらかじめ親戚の家に避難をされる方もおられますし、中には、それこそ御自分でホテルに避難をされている方も既にいらっしゃいます。そういう意味で、家が見つかるかしらんけん、あそこに泊まろうかと、そういう個人であそこに泊まっていただくのは、大歓迎とまでは言いませんけれども、当然そうした使い方ということが一つあるんだろうというふうに思いますので、これから御自分で避難をされる、もしくは避難先を確保される選択肢の一つとして町民の皆さんにも活用いただければというふうに思いますし、その上で、町として必要なものは、先ほど協定の内容、少し紹介しましたけれども、必要があれば、限定的ではありますが、活用は考えたいということでもあります。

以上でございます。

○西原好文議長

渕上君。

○渕上正昭議員

分かりました。一応そういうふうに、山中課長、ある程度どういった場合のケースを考えておいたほうがいいたろうというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

それでは4点目です。本町で災害が発生し、町民が避難所として利用する場合、係る経費は本町が負担をするということになっております。その利用料金の設定内容を教えていただきたいというふうに思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

コンテナホテルの利用料金の設定内容はということでもあります。

コンテナホテルを移動せず現在の立地場所で利用する場合、これは平時のときの利用と同じ料金ということになりますけれども、全30室のうちダブルルームが25室ございます。こちらにつきましては、1名1室1泊5千円からとなっております。2名利用の場合は、1泊7千円からということでございます。あと、5室ツインルームがございます。これについても、1名利用の場合は1泊5千円からでございますが、2名利用の場合は1泊8千円からということになっております。

コンテナホテルを移動させて利用する場合ということでもありますけれども、これについては、60日までは1室1日3万円から。そして、61日を超えて90日までが1日1室9千円から。91日から120日までが1日1室8千円から。そして、121日を超えると7千円からということになっております。

以上でございます。

すみません、追加でお答えしたいと思います。

こちらの先ほど申しましたコンテナホテルの利用料金につきましては、平常時の利用料金と、あと、避難所として使う場合も利用料金は同じということになります。

以上でございます。

○西原好文議長

渚上君。

○渚上正昭議員

分かりました。基本的に、うちのほうが移動するというのはそうないだろうなというふうに思いますので、平常時の価格なんだろうと思います。

5点目は、実は昨日でした、今の宿泊の利用状況を聞きに行ったら、30日オープンしてから大体15部屋ぐらいは使っているということで、結構人気があるみたいです。ですので、5点目は、平時でのホテル利用室数が長期間少ない場合、ない場合は撤退もあるのかなというふうなことも確認——ちょっと愚問でありましたので、これは答弁要りません。

これで私の質問を終わります。

○西原好文議長

9番渚上正昭君の一般質問をこれで終わります。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後0時10分 休憩

午後 1 時30分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、2番江頭義彦君の発言を許可いたします。御登壇願います。江頭君。

○江頭義彦議員

2番江頭でございます。今、議長より登壇の許可を得ましたので、私、今回2問ほど出しておりますので、御回答のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、1点目につきましては、ヤングケアラーという言葉が最近よく耳にされるんじゃないかなと思いますが、先週6月9日の佐賀新聞にも、ヤングケアラーの支援を推進するという自・公・国の3党幹事長の方のメッセージがありましたもので、全国的な広がりになっていくのかなとちょっと期待をしているところでございます。

1点目は、そのようにしてヤングケアラーについて。

2点目、後半は、本年町制70年を迎えるわけですが、いつもお聞きしていますように、100年を目指してこれからあと残りの30年、江北町がますます発展していくためには、やはりその先導役である町長様をはじめ、町の皆様のお力に頼るところが非常に多いわけでございます。一町民としまして、一緒になって、力を合わせて町民1万人を目指して頑張っていきたいと思いますが、昨今の新型コロナウイルス感染症、いろいろな問題があります。全てを町の役職の方にお任せするんじゃなくて、我々町民も力を合わせて、やはり力を出して歩いていく必要があると思ひまして、2問目は、今、町の運営に携わってある職員の皆様の健康管理というのもやはり大事にしていく必要があるのかなと。職員さんにもそれぞれ家庭があられて、職員さん100名にそれぞれ5名とか10名とかの家族の方がいらっしゃるわけですから、そうなってくるとかなりの数に上ります。それで、私たち町民は職員の方に期待するとともに、やはり健康で頑張っていかれるように願っているところでございますので、そういう面で2点目の質問をさせていただきます。

ちょっと前置きが長くなりましたけど、皆様もヤングケアラーという言葉が聞かれたことがあるでしょうか。その意味ですけれども、小・中・高校生ぐらいの年齢の子供が、保護者に代わって、大人に代わっていろんな家事をやっている、そういう子供たちのことを呼ぶということです。

(パワーポイントを使用)画面のほうに映していますけれども、一番左の上のほうは少年

が調理をやっているイラストでございます。調理だけじゃなくて洗濯とかもやっている、家事をやっているということでございます。2つ目のイラストが、小さい小学1・2年生が、もっと小さい弟や妹の世話をし着替えさせていると。3つ目が、ちょっと体を悪くされた、うなだれた図が見えますが、その方をお世話していると。次が、老人の方を見守っていると。そういう絵が、ヤングケアラーと呼ぶ子供たちが日頃行っている様子を表してあるものでございます。中には、家計を支えている、お金を外に出て稼いで家計を支えているところもありますし、例えば、大人のお父さんやお母さんがアルコール中毒とか薬物依存とかになった家庭では、子供たちがお父さん、お母さんの役目を果たしていると。それから、看護を行っているとか、おじいさん、おばあさんのお世話をやっている、そういうイラストでございます。

私たち、世代的に見ると、家のお手伝いをしてよく頑張っている子供だな、我々も小さい頃にはこういったことをしていたような、全てじゃありませんけど、そういう場面、記憶にもあります。

それで、改めて、何で最近ヤングケアラーというふうにして取り沙汰されているかという、こういう家族をケアする、ケアを必要とする人、ちょっと弱い立場の人ですね、そういう人たちを、大人に代わって自分の時間も割いてやっている子供たちが現に増えてきているという状態で、今注目されているのではないかなど。それで、新聞のほうにも、こういう子供たちを救って、子供本来の学習とかスポーツとか、興味、関心がある、そういう自由時間をつくってやる必要はないだろうかということがこの問題の発端でございます。

それで、そういう子供たちに対して何か手を差し伸べるようなことができないかということで、全国的に今話題になっているということで、国会でも、まずヤングケアラーを把握し、適切な支援や生活の改善につなげる体制づくり、教育・福祉現場の人材育成と研修、社会的認知、こういう人たちがいますよ、こういう人たちをヤングケアラーと呼んでいますよという正しい理解を促していくということに今なっているわけです。

この画面ですけれども、一般社団法人日本ケアラー連盟というのがネットにも出しておりますので、皆様も見られている方もいらっしゃるかなと思います。こういうのが一つの例として挙げてありました。

すみません、座って説明させていただきます。

具体的に、先ほどのイラストでしたけど、文字で表してみますと核家族化や高齢化、ひと

り親家庭の増加に伴い、買物や料理などの家事、幼いきょうだいの世話、家族の入浴やトイレの介助などを行っている子供がいる。何が問題かといいますと、やはり日々のそういうお世話に多くの時間を費やす、使われて、要するに勉強する時間もないと。それによって、学業不振や不登校、就職機会の喪失など、深刻な問題に発展している子供もいますよと。本来大人が担うべきことを子供にさせている、そういう家庭の事情というところもある家庭では出てきていると。そういったところに何か手を差し伸べる、何かできることはないか。それが地域住民であったり、町単位としてできることはないかということ。

(パワーポイントを使用)これが、佐賀市のほうで調査された結果を一部載せてみました。

2021年11月ですから昨年ですね、民生委員さん、児童委員さんを対象に調査された中では、左のほうに、「大人が担うようなケア責任を引き受けている18歳未満のこども」、「障害や病気のある家族に代わり、家事をしている」、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」、「家計を支えるために働いて、障害や病気のある家族を助けている」。それ以外もありますけれども、そういうことを行っている子供たちが——これは都会ではありません、佐賀市のほうの調査で、全部表面に出てきているとは思いますが、小学校の4・5・6年生で、その時点では7名、高校生で6名、中学生では5名、小学校1・2・3年生で4名、不明・その他が2人、17世帯に及んで24名ということです。自分からそのように手を挙げる子供たちはなかなかいないかも分かりませんが、そういう中で、もっと隠れている部分があるかも分かりませんが、民生委員さん、児童委員さんの協力を得て調べた結果が今年のデータでございます。

なぜ問題なのかということで、家族の介護を手伝うことが問題ではなく、その状態によって本人がやりたいと思うことや、本人の夢、学生時代にしか体験できない貴重な時間を失っていると。その後の人生において、やはりその子たちは、したいことができないということで、後悔というのも出てくるんじゃないだろうかと。そのためにも、大人の立場からは実態を把握して対策を取っていく、そして、今現状こういう状況にあるということも多くの大人の方にも知ってほしいという面で、今回御提案をしたところでございます。

そういうことは分かっていると言われる方もいらっしゃるかとは思いましたが、現状としては、こういう現状も一方では日本の中で、または佐賀県の中である。もし江北町でこういう苦しさを味わっている子供たちがいれば手を差し伸べて救ってやる、そういうことはできないだろうかと思って、まず問題提起としていたしました。

前置きが長くなりましたけれども、この今述べましたようなヤングケアラーというのが、先ほど紹介しましたあいうことを各家庭でやっている、自分が好きなことはできずにやっている、そういう状況がありますので、本町での実態、なかなかデリケートで各家庭のことに首を突っ込むというのは難しいかも知れませんが、子供たちの様子を学校などで見ていただいて発見する、そして援助をしていく、また、地域でも、いつも同じ洋服を着ているとか、洗濯されていない洋服を着ているとか、遅くまで外で過ごしているとか、いろんな場面が見えるかと思えますので、そういったことも含めて今回お願いをしたいところでございます。すみません、長くなりました。

1番として、こういう実態について、早期発見、保育園とか小学校とか中学校とか、または地域でそういう子供たちに手を差し伸べていく、そのためには早くそういう子供たちを見つけるといことも大事になりますので、そういうことは本町で考えてあるのか、考えていないのか。1番としてはその実態、そして、何人ぐらい小学校でヤングケアラーがいるのか、中学校でどのくらいいるのか調査をされたのか、ある程度アンケートを取られたのか、何か情報として耳に入っているのか、そういうことがありましたら1番のほうで御回答をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

ただいま江頭議員から質問いただいた、まず1点目のヤングケアラーの実態についてということで、本町でも早期発見の必要性はないかということでもあります。

先ほどの必要性については、当然、子供が家事や家族の世話を長時間することで、本来、勉強や部活動、友人とともに過ごす時間など、いわゆる子供としての時間を持ってない場合とか、あとは、世話をを行うことで世話をしている家族がいない人よりも2倍、健康状態や学校生活に影響を与えられていると言われておりますので、早急な発見の必要性はあるかと思えます。

今回の御質問をいただいてから教育長のほうにお話をして、一応、学校のほうに確認をさせていただいております。今回このような状態の児童・生徒がいないかということについては、今のところ学校のほうでは把握していないということでありました。

以上です。

○西原好文議長

答弁を求めます。吉田教育長。

○教育長（吉田 功）

江頭議員の質問にお答えをします。

先ほど一ノ瀬課長のほうからもお話がございましたけれども、江北小学校、江北中学校のほうにヤングケアラーの件についてお尋ねをいたしました。

もちろん両校長先生とも認識はお持ちで、担任をはじめ学年主任とか、あるいは養護教諭、教育支援員の先生方などに、児童に接しながら、あるいは生徒に接しながら、疲れている様子が見えるとか、何か気がかりなことがあるかどうか情報を教えてほしいということで面談等を行っておられますので、その際にお尋ねされたところ、なかったということでございます。

特に中学校からの情報では、3世帯家族のところでは、おじいちゃん、おばあちゃんのほうがケアをされている例があって、本来は中学生が積極的に手伝うような内容のところも、むしろやっていないんじゃないかなということが心配されるというふうにお答えをされておりました。

小・中学校ともヤングケアラーというような形だけではなくて、広く子供たちの課題を捉えようとされておりまして、困り感はないかということで気をつけてもらっております。担任はもちろん、級外の先生、それから養護教諭、そして教育相談の先生、さらにはスクールカウンセラー等の先生と連携をしながら心のケアに努めてもらっておりますけれども、気になる児童・生徒の情報が入れば情報共有をされており、また、必要に応じてはケース会議を開いて関係機関との連携も取って対応してもらっておりますので、ヤングケアラーの対応も同じように取り組んでもらうことになるだろうと考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございます。今お話のあったように、全国的にはデータとしては中学生で17名に1名とか、高校生であれば24名に1名、そういう記事を目にしたものですから、中学生17名に1名ということであれば、クラスに2名ぐらいいるのではないかなというふうにしてそのデータから、我が町にそれが一人もいないということが理想的であって、それがいない

ということであれば、なお心配はなく、いいことでありますので、今こういう事例を幾つか挙げましたので、そういう視点でも、町民の皆様にも、または御家庭にも気にかけていただいて、接していただければということで、もしそういう場合が出てきた場合、2問目に書いていますけれども、どこでそういう対応をされるのか、相談の窓口というのはどこかでできるでしょうか。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

2問目のヤングケアラーの支援について、相談窓口を設置できないかということでございます。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといったことから、支援があってもなかなか表明しにくい構造というふうに言われております。

学校の先生たちは子供たちと接する時間も長くて、日々の変化に気づくことが多く、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると考えております。個々の対応については、ケースがかなり広くありますので、その都度、まず一番は、発見というのは学校の先生たちかなというふうに思っておりますが、それを健康福祉課等にお伝えいただいてから、対応についてはその都度考えていくというようなことであります。

それと、相談窓口が結構いろんな関係から文科省であったり、厚労省であったり、法務省であったりということで、窓口も相談ダイヤルもありますし、あと、相談団体もあると思いますので、そちらのほうも利用していただければと思っております。

また、現状ではヤングケアラーの認識はまだまだ低いということから、ヤングケアラーの周知に力を入れることが必要であると考えております。

以上です。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございます。

今、相談窓口についてお尋ねをいたしましたけれども、いろんな学校の会合があるときと

か、なかなか当事者とといいますか、子供たちからも、例えば、その御家庭からも相談にというのがなかなか難しい状態でございますので、ヤングケアラーという子供たちがいるということを広く、例えば学級のPTAとか学校の行事とか、いろんな集まりがあるかと思っておりますので、そういうときに、自分の家庭じゃなくて、そういう気になられているような御家庭を教えてくださいとか、そういう御家庭の話とかを聞くようなことはなかったのか、保護者会なんかでもこういうのを話題にさせていただいて、性質上非常にデリケートで、本人からなかなか申し出られない状況というふうに全国的に——ですから、出てきたときにはその2倍、3倍という現状があるかと思っておりますので、今、中学生で17名に1人とか、高校生で24名に1人という数字が、全国的な調査である程度その数も報告されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけど、まだ該当する子供たちはいないということですが、それが発見されて、あの子がそういうヤングケアラーではないだろうかとなったときに、それからどうするかということになってくるかと思っておりますけれども、事前に誰が中心になってそういう会議を開催するとか支援をするとか、該当する子供たちが出てくる前に、あらかじめそういう支援のチームといいますか、そういうのをつくっておくことも、全国的な現象から見て必要になってくるかと思っておりますので、その辺りも、支援チーム、その会議にどなたが入るかとか、そういうことを事前に機会を見つけてしていただければと思いますが、その辺りについて何か考えがあられましたら一言よろしくお願ひします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど17人に1人という統計データを御紹介いただきました。

いつやったですかね、新型コロナの町内の陽性者が人口比でいくと、江北町は多いというような御質問をいただいて、当然市町によっていろんな状況というのが違うもんですから、参考にはなるかもしれませんが、決して我々が新型コロナウイルス感染対策を怠っているわけでもなんでもなくて、その際にも、恐らく都市部に比べれば1世帯の家族の人数が多いことであるとか、また、相対的にですけれども子供の数が多いということであるとか、また、町外に通学、通勤をされている方が多いとか、そういうことがあるもんだから一律に人口比で多いということ、イコール町のコロナ対策がぬるいということではないんじゃない

でしょうかということをお願いしましたし、そういう意味で、人口当たりでもっと少ない自治体がありましたけれども、私どもが知る限り、特別な何か切り札のような対策を取っておられるということでもなかったというふうに思います。

この17人に1人というのも、恐らく全国調査ということだと思いますので、だから、このデータを見捨てるつもりはありませんけど、やはり我が町のいろんな環境といたしまして、状況というのはあるんじゃないかなと思います。

先ほど江頭議員から御紹介いただいた、佐賀市は何名と書いてありましたですかね、24名と書いてありましたよね。恐らく私が思うには、それでいけば、人口でいけば20分の1ぐらいですから、全体で1人いるかどうかじゃないでしょうかとは言いませんが、やはり江北町でいけば、従来から住んでいただいている御家庭というのは、先ほど議員も御紹介いただいたように、3世代とか家族が大人数おられるものですから、必ずしも子供さんがそうした担い手になっているということというのは想定しにくいといたしまして、一般的にですよ、もしかしたらその上でおられるかもしれませんが——と思いますし、また、いわゆる新興住宅地といたしまして、新しく江北町に移り住んでいただいた方は、それこそ家まで建てて、恐らく働いておられて、江北町に住んでおられるということであれば、今回の御質問を契機に、我々の中でもいろいろそういうブレインストーミングといたしまして、するわけですよ。実際、町はどうだろうねと。

そういう環境があるものですから、条件がですね、実際、先ほど教育委員会のほうでも実態の確認といたしまして、していただいたところ、把握できなかったというのは、把握しなかったわけじゃなくて、そうしたと思われる生徒・児童はいなかったということなんだろうと思います。

ただ、やはりこれからはそうした事象といたしまして、まさに国全体でこれから課題として取り上げられておられるわけですから、町もないから何もやらないということではなくて、やはりそういうことにしっかり目配りをしていくということが大事なんだろうと思います。

ただ、おっしゃるように、今のうちから支援チームをとということですけども、さっき課長も答弁しましたとおり、ケースが大分違うんだと思うんですね。ケアをしている対象の方が、例えば、介護であるとか病気であるとかそうしたことによって、恐らく支援の方法が違うんだろうというふうに思います。ですから、そこはやはり機動的に個々のケースで

対応していくしかないかなというふうに思っています。

子供たちを取り巻く問題ということでいきますと、貧困とか虐待とか、そして、このヤングケアラーもそうだと思います。やはり我々役所の従来の組織でいきますと、組織と組織の間にあるような問題とか、組織と組織をまたがるような問題だと思うんですよね。ですから、こういうことを、それこそ昔の役所風に、うちの課じゃないというような考え方じゃなくて、少なくとも我々、野球でいえば、誰かがボールは拾わなきゃいかんわけですから、誰も自分じゃないということで拾いに行かないということじゃなくて、うちじゃないかなと、もしくは自分だったらどうやってするかなというような意識を持つことが大事なんだろうというふうに思いますし、先ほど、今回も健康福祉課から教育委員会のほうにそうした照会といたしましょうか、した上で、実態もひとまず確認をさせていただいたということなんだと思います。

なので、幸い今はそうした組織横断、もしくはその組織の中にあるような事案といたしましょうか、現象というのも町では把握ができているというように思うものですから、やはりこうしたことはこれからも組織に関わらず町全体として取り組む必要があるというふうに思っています。

これは子供の話ではないですけども、例えば、町内にお住まいの高齢者の独居の方で、なかなか今生活がままならない状況の方がおられたりとか、あとはお住まいの家そのものが大変危険にさらされているような方もいらっしゃいます。こういうときも、空き家は人が住んでいるところは関係ないからとか、そんなことではなくて、やはりその個々のケースについて、必要な関係課が集まって情報共有をしたり、それぞれで今対応させていただいているようなことは、こういう小さな自治体だからできることだというふうに思いますし、そういう柔軟性とか機動性というのはですね。

幸い、今のところそういうことも持ち合わせているというふうに思いますので、こうしたヤングケアラーの問題であるとか、虐待は要対協といたしまして、そういう連絡会もあるんですけれども、しっかり町としてこれからも対応していきたいというふうに思いますし、そのためにも、先ほど教育委員会の先生方もプロでいらっしゃいますから、そういうヤングケアラーということについても十分知識もお持ちでいらっしゃいます。

ただ、我々いづどこでそういう事案に当たるかは分かりませんので、役場職員も、または町民の皆さんにも、そうしたヤングケアラーということについての普及といたしましょうか、ぜひ進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭君。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

一人でも今後、本町からそういう苦しい思いをするような子供たちが出ないように、そして、子供たちにはやっぱり自分の持っている力を十分発揮してもらって、また、やがては江北町を背負ってもらい、そういう子供たちに育っていくことを私も願っております。

1問目はこれで。どうもありがとうございました。

2問目ですけど、時間が大分押していますが、梅雨に入りまして、また洪水とかのシーズンになって、多分職員の皆様も、町長様をはじめ、雨の予報を見られたら気が気ではないと、そういう季節になってまいりました。また、新型コロナ等の感染もまだ収束までは至っておりません。

そういう中で、役場の職員の皆様には大変、町民の生命、財産を第一に考えて献身的に対応していただいていることに心からお礼を申し上げます。また、それに今後あと30年ですか、私たちがそこまでいるかどうか分かりませんが、今の町制70年から100年まで、町長様もそのことを一番気にかけて、そういう計画を立てて町を先導していつてもらっているわけですが、そのためにはやはり役場の職員の皆様の協力と行動力と力によるところ、町民の一人としてお願いし期待もするところでございます。

そこで2問目になります。長引いていますけれども、2問目につきましては、こういう状況の中で職員の皆様も働き方が大分変わってきたり、やはり御苦労も多いことだと思います。

それで、職員の方の健康管理といいますか、今後70年を迎えて、また80年、90年と、100年までということで、若い職員の皆様たちがだんだん背負っていくわけですが、そういう中で、やはり職員の方の健康面というのが、一生懸命頑張ってもらっていることに対して感謝するとともに、体がないことにはやはり十分な仕事もできないわけですから、そういうことで、本町のそういう健康に対しての管理体制ということも2問目は聞きたいと思います。

私たちが勤めをしているときには、やはり定期的にそういうお話をしてもらったりとか、健康面で注意を払ってもらっていたところがあって、どうにか定年まで勤めることができたわけです。今後、職員の皆様にとっても、定年までしっかり働かれるためのそういう手だて

といいますか、仕事はどんどんハードに複雑になっていく中で、そういうケアのほうはどうかというふうに、職員の皆様の時間帯とか長時間労働とかちょっと感じたものですから、2問目に質問に出しました。

では、2問目について、70年、80年といった今後の町を背負っていってもらう、そういう中心になられる職員の皆様の健康管理について少し心配なところもありましたので、4問出しました。時間もあまりありませんので、幾つか合わせて報告してもらっていいかと思えます。

職員の健康管理について、それから体調を壊された場合、やはりそこに穴が空くわけですから、どなたかがそれを代わりにするとか、その辺りの対応は私は分かりませんので、休まれたりされているときはどうされているか、健康に対してはどんな対策を取っているか、特に4番は最後に質問したいところなんですけれども、職員さんのいろんな相談とかも含めて、本町の場合は産業医という、やはり50名を超えた職場であると産業医の先生がつかれるということを知ったものですから、本町ではどうなっているかというのを4つ質問させていただきます。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

質問にお答えする前に、まずもって職員の健康にも御配慮いただきましてありがとうございます。職員は町民の生命と財産を守るために日々公務に努めているわけなんですけれども、やはり仕事と生活のバランスを図りながら、メリハリをつけて努めるということが大事であろうということで考えております。

特段の取組ということでございますけれども、仕事も大事ではありますけれども、やはり同じくらいしっかり休みを取ってほしいということで、1月から12月までの1年間で、年間で取得する年次有給休暇の取得目標を15日と定めて、大体毎月1日以上の子休取得を促進しております。職員の心身のリフレッシュを図って日々の業務に努めてほしいということでやっております。

これについては3か月ごとに年次有給休暇の取得状況調査を行いまして、課長会等で情報共有して、取得が進まない職員については個別に各課長のほうから取得の促進を促しても

らっているということでございます。

また、ゴールデンウィークや年末年始の休暇、そして、今年度から夏季休暇のほうも取得期間を2か月拡大しまして、取得日数も2日増えて5日間となっております。これに合わせて、課内で計画的に職員同士調整をしながら計画表を作成して、休みを取りやすい環境づくりに努めているということでございます。

そのほかには、毎週水曜日をノー残業デーとしておりまして、特段の理由がない限りは定時に退庁することとしております。

体調を崩して欠勤、休職する場合の対応はということでございます。

本庁には今のところ欠勤者はありません。休職する場合には、その前段で医師の診断に基づき病気休暇等を取得することになりますので、その90日経過後に休職の手続に入ることとなりますけれども、その病気休暇中においても、体調の確認など連絡等はこまめに取るようにしているところでございます。そうしてもなお休職しなければならないといった場合には、しっかりと休養に努めてもらって、職場復帰に向けて随時面談を行って、必要がある場合には復職時の人事異動などにつなげるというようなところで環境の整備に努めているところでございます。

あと、健康で勤務するためにはどのように工夫をしているかというようなところでございますけれども、毎年ストレスチェックを実施しておりまして、職員自身が自分の状態を知ること、おのおのがストレスの緩和に努められるようにしているということでございます。

ストレスチェックの高ストレス者となった場合には、その職員に対して聞き取りを行いまして、悩みの相談とか、そういったものを聞いているというところでございます。また、この高ストレス者については産業医のほうにも御報告をしまして、その後、産業医への受診相談につなげるといったところでしております。

産業医のほうにも年1回、衛生委員会のほうに来ていただきまして、その健康診断の状況だとか、それこそ年休の取得状況だとか、ストレスの状況についての報告をしまして、情報を共有して、産業医のほうからも担当者へのアドバイスをいただいているということでございます。

とにかく仕事と生活のバランスを取りながらということ、しっかりと業務に努めてもらいたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

私自身も役所に勤務をしておりましたものですから、これは今の町長としてというよりは、やはりこういう公務部門で仕事をする者としてということなんですけど、仮に二十歳前後で役場に入って、今のままですと60歳で定年です。もうすぐ65歳になりますけど、約40年間、公務員として働くわけですね。しかも、1日の少なくとも3分の1以上は役所で過ごすということは、やはり一人の人間としてといいたいでしょうか、職業人としてといいたいでしょうか、それだけ多くの人生の時間を費やすわけですから、やはりやりがいのある充実した職業人生を送ってもらいたいというふうに思いますし、自分もそういう気持ちで役所におりました。

我々首長というのは4年任期ですけれども、職員は採用されれば基本定年までずっと奉職するわけですね。そういう意味では、首長は言ってみれば消耗品みたいなものだというふうに思いますが、やはり職員は40年近く、40年以上役所にいるわけですから、備品——備品というのは、物と言っているわけではなくて、最終的にはそれぞれの市町のパフォーマンスというのは首長じゃなくて、やはり職員のパフォーマンスにかかっているというふうに私は確信しています。

それで、今コロナ禍でありますけれども、私はそれ以前からだと思っておりますけれども、今は市町村が、自治体がやっぱり競い合う時代であります。ですからこそ、せつかく私もこういう立場で今仕事をさせていただいているならば、その間に、この江北町、また江北町役場、そして、やはり江北町役場職員のパフォーマンスを上げ、そして、それぞれがやりがいを持って仕事をしてもらいたいなというふうに心から思っています。時々言われるんですよ。今の町長になってから役場も忙しゅうなってるのうて。本当にそうなのかということなんですけどね。

実は手元にデータがあります。1つは職員の年次有給休暇の取得日数です。私は平成26年からお世話になってはいますが、平成25年と昨年度、令和3年度を比べますと、平成25年度の役場職員の平均年次有給休暇の取得日数は8.21日です。昨年度12.9日です。年次有給休暇の取得日数は約5日間増えました。

もう一つ、時間外勤務。平成25年当時、1年で90時間、令和3年度は101時間、実はこちらは増えています。1年で10時間増えています。昨年は8月に大雨もありましたし、どうし

でもその時間に勤務をしてもらわないといけない勤務というのは確かにあります。でも、これだけ見ていただければ、必ずしも町長が代わることで仕事の忙しゅうなったり忙しゅうなくなったりするというのは違うと思うんですよね。

ただ、今、私がこうやって居合わせている時代というのは、今日午前中の質問にもありましたとおり、時代が大きく変わっています。町民の皆さんの関心やニーズも変わっています。先ほどヤングケアラーのお話をしまして、ヤングケアラーなんて言葉、昔はなかったですよ。我々が対応すべき事態というのも非常に多様化、複雑化しています。そういう中で、限られた時間、限られた資源をいかに効果的に効率的にそうしたものに投入するか、仕向けるかというのは私の責任だというふうに思っています。

先ほどコロナのお話をされましたけれども、コロナで大変だったと。確かに大変でした。でも、大変じゃなかったこともあります。なぜかというと、コロナによって、以前であれば物すごい時間をかけてやっていた町の行事もことごとく中止になりました。コロナのなりかけのときに言ったんですよ。もしかすると、このコロナで我々がしなくていいことが増えてくると思うと。でも、その時間を、しなくていいと思うだけではなくて、このコロナが過ぎた後のことを思いながら、しかも、このコロナということをきっかけにして必要な見直しをしようじゃないかと言ったのは、コロナ感染第1号が県内で出たぐらいのときだったと思います。それが私の時代認識であり、それに基づいてこれまでいろんな取組をしてきたつもりであります。

これは町長が代わったからということじゃなくて、時代の要請を受けて私がそうさせていただいているというふうに思っています。我々が役所に入った頃は、大体この書類とこの書類のここを見て、これば決裁に回すぎよかもんというものが我々のいわゆるザ・仕事でした。でも、今はそういうことではなくて、予期せぬ事態にどう対応するか、今まで起こっていなかったような事象をどういうふうにして解決するか、または住民の皆さんの満足度や江北町の認知度を上げるためにはどうすればいいか、やっぱり想像力を働かせてそうしたことにしっかり取り組んでいく必要があるんだと思います。

ただ、中にはまだ、いやいや、若い頃にはこれが我々の仕事だと習ってきたけんといって、それにしがみつこうとする風潮もなくはありません。今までやってきたものプラス、今からやらばいかんのをすれば当然忙しくなると思います。ただ、私は、今までやってきたものはかなりの部分が見直せるんじゃないかというふうに思っていて、積極的に見直しをしてい

るところです。私が何十枚も資料を要求したりすることはありません。

以前は質問要旨も全部印刷をして準備していたんですよ。今は質問要旨も印刷しません。やはりそういうふうに必要な見直しをして、限られた資源を本当に我々がやらねばならぬところに向けるということなんだろうというふうに思います。ですから、ぜひ公私充実をしてもらいたいというふうに思いますし、やりがいのある職場にしたいというふうに思いますし、そのことが結果的に職員の健康にもつながるというふうに思います。

以上でございます。

○西原好文議長

江頭議員、もう時間ですので。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

今、御出席の課長様方にも、60歳を過ぎて65歳、70歳、80歳と、江北町をそれぞれの立場でまた支えて、先導して誘導して行っていただきたいものですから、この機会でございますので、このような御質問をさせていただいたところです。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○西原好文議長

2番江頭義彦君の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 32 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○西原好文議長

それでは、再開いたします。

4番井上敏文君の発言を許可いたします。御登壇願います。

○井上敏文議員

皆さんこんにちは。4番井上敏文でございます。本議会一般質問者最後の登壇者となりました。皆さん大変お疲れのこととは思いますが、最後までよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

まず1点目、近年多発する豪雨災害、その後の対応はということで質問をさせていただきます。

県内においては、僅か2年の間に線状降水帯による記録的な豪雨で2度の大きな浸水被害に見舞われ、本町でも平たん部は冠水をいたしました。このことを踏まえ、町では近年多発する集中豪雨に対し、町内の排水計画等の見直しを行い、また、災害対策について現在検討していると聞いています。

ここで、町の災害対策について幾つか質問をさせていただきたいと思います。

まず、集中豪雨による排水対策についてお尋ねをしたいと思います。

昨年の集中豪雨により、町内の平たん部では冠水をしたものの、水路等の事前落水により2年前の豪雨のときよりは浸水家屋の被害は少なかったとの報告を受けております。この事前落水については効果もあり、その手法については他の自治体も注目しておりますが、農業用水の確保という観点から、この事前落水をすることについては地元との調整が大変重要になってくるものと思います。その地元協議については江北町排水対策連絡会を立ち上げられ、町内を4つの水系に分けて5月下旬に協議をされておるようです。

この排水対策連絡会の4つの水系というのをパワーポイントで説明させていただきます。

(パワーポイントを使用)水路、ため池を活用した事前落水ということで、4つの水系というのは、畑川水系、古川水系、佐留志水系、惣領分水系と、この4つの水系に分けて、水系ごとに連絡協議会で協議をされたということでもあります。

この連絡の流れについては、江北町からこの4つの代表者にまず連絡をする。畑川水系、古川水系、佐留志水系、惣領分水系の代表者に連絡すると。その後、水利組合の組合長さんとか土木委員長さん、あるいは区の代表者の方に連絡をし、それと、ゲート管理者、佐留志でいえば佐留志水利組合のゲート管理者に連絡をし、最終的には排水樋管管理者に連絡すると。こういった体系の下に、この水系ごとに協議をされたということでもあります。

質問の1点目です。事前落水については、地元の判断材料としてある程度の基準を数値化していくことが必要ではないかと考えます。これについてどのように考えておられるのか。また、今開催されている4つの水系に分かれての排水対策連絡会での協議内容として、どのようなことが議論されたのか、さらに課題としてどのようなことが挙げられたのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長(山中博代)

井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、ある程度の基準を数値化していくことが必要ではないかということに対してでございますけれども、これについては議員言われるように、近年多発する集中豪雨に対して、雨がひどくなる前にできるだけ排水しておきたいということで事前落水をお願いするものがございますけれども、現在、数値化して示すことができるのは、ため池にどの程度の雨が降ればどの程度水位が回復するといった、ため池の回復可能降雨量だけとなっております。これについては、先日開催した水系ごとの排水対策連絡会において、地元の皆さんとも共有をさせていただいておりますけれども、今後事前落水を実施する中で、その都度の事前落水の検証を行うことで、幹線水路においても降雨量に対してどれくらいの水位を下げればこれくらい回復するといった具体的な数値を示すことができるのではないかと考えております。

連絡会での協議内容ということでもありますけれども、3月に改定した町の総合排水計画に基づく対策ということで、事前落水の取組についてそのルールと手順をお願いしたところでございます。どちらの水系においても、事前落水の取組に御協力はいただくということで御了解をいただいております。

これまではこのような形で各水系ごとに上流から下流までの地元関係者の皆さんが一堂に顔を合わせる事がなかったということでもございまして、各水系ごとに水系、水路の図面を見ながら、水の流れがどのようになっているのか、また、誰がどのゲートを管理されているのかなど、いろいろな御意見を交えながら確認をさせていただいたところでございます。

また、効率的かつ組織的に事前落水を行うために、各水系から代表者の方を選出していただきまして、今期の梅雨明けには江北町排水対策連絡協議会を設置する予定としているところでございます。

また、排水対策連絡会で上げられた課題はということでもございます。

これにつきましても課題がいろいろ出てきておりますけれども、主なものとして上げさせていただきますと、これまで鉱害復旧当時に決められた分水計画がございまして、この分水計画どおりに水が流されておらず、想定した水の流れにちょっと違いがあったということでもございます。また、水の流れを確認する中で、ゲートを管理する地域や管理される方が不明となっている、年月がたって誰が管理しているか分からないといったもの、そして、故障して動かさないといったものもあったということでもございます。あと、要望といたしまして、

ゲートの改修や電動化といったところも出てきております。また、水路等の幅が狭いことで水が流れきらずにあふれるところがあるといったところ、また、近隣市町から水を排水される際の連絡調整が必要なところ等もあるということでございます。

これらについては、関係機関と連携をして速やかに調査を行いまして、また、近隣市町のほうへの申入れも行っていきたいということ考えているところでございます。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

この排水対策連絡会は今までにない取組だと思います。そういった上・下流の連携というのは、豪雨時、特に落水となれば大変その連携が重要になってくると思います。

以前からも話があってございましたように、落水をするということは災害対策であるんですが、その一方で、やはり上流との関係があるわけですね。落とし過ぎないようにということもあって、なかなか落としにくい状況というのが上流のほうではあるわけですね。だから、その辺は今後この排水対策連絡会を通じて十分に協議をしていただきたいと思います。通常もこういった検証は必要かと思います。

よく言われるのが下流のほうは筑水があるけんよかろうもんと。上流は、筑水といいますか、上からのため池の水、水路の用水あたりが命だから、そう簡単に落とせないという議論も前からあっております。この組織を十分に利用していただいて、今回も豪雨があると思います。その検証を踏まえて引き続き、豪雨の前にするんじゃなくて連携が必要だと思いますので、その協議を続けていただきたいと思いますが、町長。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今日午前中の質疑で、町外からの流入対策について、江北町以外の市や町のことについて江北町としていろいろ主張するというのは、江北町の安全・安心のレベルを上げるために一歩踏み込みましたというふうなことを申しましたし、従来はなかなか、やはり用水とか利水ということ考えた場合に我々行政が水問題には立ち入るもんじゃないというふうなことが以前から言われておりました。

ただ、御承知のとおり、近年の気象状況の激化であるとか、また、町民の皆さんの生活実態といいたいまいしょうか——の変化に伴って、やっぱりそれではいけないということで、今回、江北町としても排水の面から住民の皆様いろいろな形で御理解、御協力をいただく体制をつくろうと今しているわけでありませう。

先ほど御指摘がありましたとおり、平野部は筑水があるから、万が一、雨が予想どおり降らなくてもということをおっしゃられますし、逆に山間部といいたいまいしょうか、上のほうは、筑水がないと、減らし過ぎてしまうと水がないというふうなことも十分理解をしております。ですから、今回その一定の試算はしましたけれども、やっぱり最初から試算どおりということではないんだらうと思うんですよね。じゃ、このくらい一回落としてみるとかということ、やはり精度も高くしていく必要があるというふうにおもいます。

そういう意味でも、今回水系ごとに上から下まで関係者の皆さんが一堂に会していただいたというのは、町としてのそうした課題を共有させていただいて、そして、進むべき方向が共有できたということは大きな一歩だったのではないかなというふうにおもいます。

先ほど、今年も大雨が降りますということでしたけど、降らないほうが一番いいんですけど、降る可能性が高いとおもいます。それも、単純に目の前の対策、対応に追われるだけではなくて、次に生きるようにトライアルといいたいまいしょうか、検証といいたいまいしょうか、そういうことをして、一步一步精度も高く、また、そうした体制も構築していきたいとおもっております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

今後ともしっかり取り組んでいただきたいとおもいます。

2点目に入ります。

県は、集中豪雨による内水氾濫の治水効果として、田んぼダムの環境整備を推進するとしております。この田んぼダムとは、田んぼの排水経口を堰板で縮小し、大雨が降ったときに上流部の田んぼに一時的に水をためて、下流域の洪水被害を軽減するというものであります。

この田んぼダムについては、堰板の費用や管理の手間が上流農家の負担となり、また、田の排水口の調整で一時的に水をためたとき、降雨の勢いで水が畦畔を越流し、畦畔が流失す

るのではないかという心配の声もあります。これについて、県は木製の堰板の費用や農家への1反当たり2千円の協力金、また、田んぼダムにより被災した場合の復旧費を予算化しております。

この洪水対策として田んぼダムを推進していくとき、上流域の農地管理者の理解と協力を得ることが欠かせないと思いますが、ここで田んぼダムの堰板というのがどういうものか、パワーポイントで説明していきたいと思います。

(パワーポイントを使用) 田んぼダム、堰板、構造も簡単なものです。通常田植をした後、田んぼの水をここまで張るとすれば、こういった堰板をつけて、これより降雨量が多くなって水位が上がるとすれば、このVの字のところから放流するというので、水の勢いが今までこのラインから越流したときは、一気に流れていたのを徐々に流していくと、こういうふうな構造であります。簡単な構造であります。

質問の2点目、町はこの田んぼダムの推進についてどのように考えておられますか。また、仮に田んぼダムを推進していく場合、その対象エリアがどの地域になるのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。大島基盤整備課長代理。

○基盤整備課長代理（大島浩二）

井上議員の質問にお答えします。

2点目の田んぼダムの推進についての考えをということでございます。

まず、田んぼダムの特徴につきましては、面的に広がる水田を利用することで大きな効果が生まれるというふうに言われております。また、選定条件も非常に限定されております。

井上議員も御存じかと思えますけれども、例えば、常時浸水する水田はなかなか田んぼダムとしては機能しないであったりとか、水田と畑が混在している地域も取組が難しいとされております。こういった限定されている中で、正直なところ本町に関してはなかなか田んぼダムについてはなじまないんじゃないかという考えもございます。

ただし、田んぼダムにつきましては、本年度から本格的に取り組まれている市町がございます。そういった取り組まれている市町の状況を確認しながら、研究はしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

ただいま御答弁をいただきました。田んぼダムというのは県が推奨をしております。ニュースでも流れております。知事も積極的に田んぼダムの堰板を設置する様子が、テレビで映されておりました。

先ほどの大島課長代理の答弁では、この田んぼダムは本町になじまないと言われたんですけど、そこがなぜなのかと思うんですね。洪水対策として安価で金がかからなくて、保水能力があって、そしてリスクも少ない。これは、田んぼダムというのはいいことだと私は思うんですけど、なぜ本町で取り組めないのか、ちょっと疑問に思います。町長お願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

そう御指摘いただくだろうと思ったものですから、私少し修正したほうがいいかなと思っていました。

さっき、なじまないというふうな言い方をしましたが、正直言うと、なじむかなじまないか以前の問題だというふうに思っています。御存じのとおり、江北町はここ数年来、事前落水に取り組んできております。ほかの市町で取り組んでおれるところは、まだそうありません。今回、実際に事前落水を仕組みとしてしっかり構築するというので、これまで排水対策連絡会、水系ごとに上から下まで集まっていたところまでは何とかこぎ着けましたけれども、本来であれば、先ほど総務政策課長が答弁しましたが、雨季前に排水対策連絡協議会まで設置をしたかったんですね。そして、まずこれでやっていきますというところまでしたかったんですけども、やはり4つの水系それぞれに利害関係者といいたいでしょうか、がおられて、当初想定していた以上に、この連絡会をするところまでが正直精いっぱいだったというふうに思っています。

今回、江北町としては、ため池を含んだ事前落水ですね、これをまずしっかり取り組まさせていただきますというふうに思っておりますものですから、田んぼダムについてはまだ県としても緒についたばかりです。今御紹介があったように、先日どこぞの市では木をはめるセレモニーがあったりしておりましたけれども、言ってみれば、我が町はその前に既に事前

落水ということが一番に据えて今取り組んでおるので、もちろん今回の梅雨で田んぼダムに取り組まれるところの結果というのも分かるんだろうというふうに思うんですよね。ですので、そこをまず見た上で、田んぼダムについても取り組むかどうかを決めたいと思います。

というのが、やはり限られた資源の中で我々が何をやるべきかと。もちろんやって悪いことはありませんから、やっていいことなら何でもやらんばいかんと思います。けれども、今こうやって事前落水、排水対策協議会をつくる、そして、仕組みにするというところまで来ているものですから、今ここまで取りかかっているものをまずメインでやらせていただいて、田んぼダムについてはしっかりほかの市町が、そういう意味では少しだけ先行することになりますから、その状況は把握をさせていただきたいという意味ですから、なじまないと今ここで断言するような判断をしておるわけではありませんので、そこはぜひ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

県内で6市3町が積極的に取り組む意向というか、取り組まれると思います。町長はそういった市町の状況を見てということではありますが、状況を見ずとも、上流部にため池、あるいは水路を落としてくださいというふうな中で、一時的に水をためる田んぼダムというのは、そういった不安を解消するというのにも一役買うんじゃないかと思うんですよね。だから、田んぼダムで一旦水をためておいて、下流域が冠水状況になりそうなときは、そこを先に上げていくわけですね。田んぼダムで保水しとった水は、一時的にはためることができるということで、その辺の調整を図られるんじゃないかなと思うわけです。だから、何も周りの市町を見る場合でもなく町の判断で、こういうのはいいシステムだなと私は思うんですよね。

○西原好文議長

答弁を求めます。（「簡単をお願いします」と呼ぶ者あり）山田町長。

○町長（山田恭輔）

重ねて言いますが、ですから、排除しているわけではありません。ただ、私ども江北町は既に事前落水の取組を始めているので、それをまずやりますというふうに申し上げているわけでありまして。ですから、市町の状況を見れば、だって、同じ作業量であれば、なる

べく効果の高いほうをやらんばいかんですよね。しかも、なるべく効果の高いものとして事前落水を今までやってきているわけですから、今はこうやって、この間も水利関係者の方たちに集まっていただきました。今度、田んぼになると個々の農家の方にまた協力をお願いせんばいかんです。ですから、既に雨季に入りました。それを今からやるということになるのかどうかと。今回の雨季の前に一部取組をされているところがあるから、そこはしっかり注視をしたいというふうに申し上げているわけでありまして、総合排水計画の中にも田んぼダムは位置づけをしております。けれども、この事前落水を、せつかくこの数年来かけて、そして、ここまでやっとなんてやってきたわけですから、それをやらせてくださいと言っているだけです。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

田んぼダムは、私は効果的な対策ではないかと思えます。いいです、時間ありませんので、次に行きたいと思えます。

見解がちょっと違うかもしれませんが、私からの提案であります。

それでは、3点目に行きます。

質問の3点目であります。災害時の避難施設についてお伺いいたします。

町指定の避難場所として12か所の公共施設が指定されており、その中で、1次避難所として老人福祉センター、ネイブル等が上げられます。この避難所のうち、ネイブルについては避難者の健康管理の観点から空調が必要とのことで、令和2年度にネイブル多目的ホール、いわゆる体育館の空調設備の発注をされておりますが、現在、空調設備の工事はまだ実施されていないようです。

質問の3点目、ネイブルの体育館の空調が進まない要因として何があったのか、お伺いをいたします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

避難所についての御質問であります。当時の工事関連の予算をこども教育課で計上しておりましたので、私のほうで答弁をいたします。

まず、令和2年7月にネイブル空調設備工事設計業務委託契約を締結しております。そして、同年11月には実施方法ですとかコストなど、数パターンの中から比較検討を行い、整備方針を検討しております。財源については、緊急防災・減災事業債のほうを想定しております。

しかしながら、実施に向けて協議を行っていた令和2年度時点で、公共施設改修については町の財政的な運営を考慮して事業の優先順位を決定することとしております。その中でも、学校施設ですとかほかの社会教育施設のほうが、設置から30年から40年以上経過しております。老朽化が進んでおります。その中でも、特に学校施設の改修を最優先に取り組むということに令和2年度時点ではなっております。

また、起債事業の期間延長があつておまして、緊急防災・減災事業債については令和7年度まで、過疎債については令和12年度までとなったこともありまして、ネイブル空調設備工事のほうを令和2年時点においては事業を見送るということにしております。

このようなことから、本事業については事業が進んでいないものと認識をしております。

以上であります。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

まだ取りかかれない理由は分かりました。緊防債あるいは過疎債の事業が延びて、その間検討するというところだろうと思います。ただ、あの体育館も空調設備をすれば、あれだけの容量の空調というのは相当な工事費になるかと思うんですよね。また、あれだけの体育館に空調設備をしたときの電気料の維持管理といいますか、基本料金もかかるわけですからね。あるところに聞けば、体育館は何も使わなくても電気料の基本料金が200万円かかるといったことも聞きます。

そういったことで、あそこの体育館に空調設備を入れるというのは、そう簡単にはいかないのではないかなという心配をしております。いろんなことを考えながら慎重に検討していただきたいと思います。

次に行きます。

4点目に、コンテナホテルの利用方法として、どのようなケースでどのような方が避難対象になるのかというのを質問として出しておりましたが、先ほど同僚議員のほうから質問をされておりましたので、そのとき答弁をいただいておりますので、この分については割愛をしていきたいと思っております。

ただ、コンテナホテルの方、九州ブロックマネージャーという方にお話を聞くことができました。そのとき写真も撮らせてもらったんですが、心配されているのは、町で避難指示が出された場合、コンテナホテルは町で宿泊料を負担するというのを聞いているため、避難指示が出た場合、ここのコンテナホテルに避難したいという方がたくさんおられて、その問合せが殺到するんじゃないかというふうなことを心配されておりました。町民の人がそこを利用するという事は先ほどの答弁の中でありましたので、その辺は先ほど答弁された内容を町民の方にも知ってもらうために、こういうケースで利用していきたいといったのは町民に周知をする必要があるんじゃないかというふうなことを思ったところであります。

これは質問と答弁がありましたので、省略してきたいと思います。

それと、質問の5点目に入ります。

災害時の情報伝達手段として、現在、各家庭に設置してあるMCA無線は電波の周波数の関係により使用できるのは今年11月までとなっているため、これを新規にデジタル防災無線に切り替えるとしております。

このデジタル防災無線の各家庭の受信機の設置は、本来今年3月で完了するようになっておりましたが、半導体等の不足により遅れているようです。1月の議員例会の報告では受信機の設置は6月から10月までと聞いております。

これを質問する時点では状況は分からなかったんですが、現在、ある地区では既に設置を進められているというふうなことであります。ただ、このデジタル無線については申込み方法を取られております。この申込み制とされておりますが、今、申込みの状況、あと申し込まない人の緊急放送の伝達方法をどういうふうにご考えておられるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。山中総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

井上議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、戸別受信機に代わる防災ラジオの納期については、今月中旬までに全て納品される予定となっております。現在、順次、各世帯のほうにラジオの設置をしていただいているところでございます。

各家庭の受信機の防災ラジオの申込みはどのようになっているかということでございますけれども、今現在、防災ラジオの希望申込みは2,000件弱っております。現在、防災ラジオ、MCA無線の戸別受信機が大体2,500ぐらい設置されているということでありますので、500名程度はまだ希望をされていないというふうなところであります。

先日の区長会の折にもお話がありましたけれども、もしかしたら戸別受信機をそのまま使えんと思ってる方もいらっしゃるかもしれないというふうなところで御意見がおりますので、それにつきましては各区の区長さんを通じて、また希望されるのかされないのか、誰が希望を出されているのかといったところを確認させていただきたいということで考えております。

希望されない、ラジオをつけられない方への伝達方法といたしましては、今現在、へそナビのアプリのほうを入れていただいている方もいらっしゃいますので、それがあから防災ラジオは申し込まないといった方もおられるかもしれないということで考えております。

今現在、へそナビの登録者数については1,406人登録をしていただいているということでございますので、あとはこのへそナビを活用して伝達する方法、そして、パンザマストのほうですね、大きな放送機のほうで聞いていただく方法といったところで考えております。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

今このデジタル無線の受信機申込みは1,046世帯ですね——だと思えます。1,046……（「1,406」と呼ぶ者あり）今3分の1ですね。（「2,000です」と呼ぶ者あり）うんっ。（「防災ラジオは2,000件弱」と呼ぶ者あり）デジタル防災無線。（「はい、防災ラジオ」「約2,000件」と呼ぶ者あり）2,000件あっている。3分の2ほどあっているということですね。

先ほど総務政策課長が言われました申し込まない人については、へそナビ等で、いわゆるスマホ等でそういった情報伝達できるからということではありますが、この申し込まれない方

は、スマホも持たない、操作もできらん高齢者の方がおられると思うんですよね。高齢者の方は避難をしてくださいというのが一番重要なことじゃないかなと思うんですよね。地域の支えも必要であることながら、まずそういった情報を高齢者の方、一人住まいの方にいち早く知ってもらおうということが大事なことだと思います。

その中で、パンザマストをつけた屋外無線で聞いてもらいたいということでもありますけど、やはり大雨とか台風とか、ひどいときには窓を閉め切って外の音が聞こえないということがあるんですよね。だから、緊急時に、大雨のとき、台風のときに、そのパンザマストを聞いてくださいというのはまず無理なんです。ということから、やはり高齢者の方、一人住まいの方にどのように避難の情報を伝えるかということが大事なことではないかと思いますが、ちょっと時間もあれですが、簡単をお願いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おっしゃるとおりだと思います。魂は細部に宿るという言葉がありますが、昔だと、我々お役所仕事というのは一回文書を配って、それに手を挙げてきたところだけ、あとは、いや、申込みのなかったんですもんねと済ませるとというのが、かつてのいわゆるお役所仕事でした。でも、今おっしゃるように今はそれではいけないんだと思うんですよ。

6月1日から町誌も配付を始めましたし、先ほどあったように戸別受信機といいましょうか、防災ラジオもそうですけれども、それに反応して取りに来ていただく方はいいわけですが、そうでない方にいかに届けるかというところが、それぞれ担当している者の知恵の出どころであるし、それこそがさっき言ったやりがいとかいうことにつながるんだと思うんですよね。

江北町も、かつて10万円の定額給付金は全世帯に給付ができました。やっぱりこれも九十何%ぐらいいくんですけど、最後の最後までするところが大事だと思いますし、当時は町民生活課がしっかりお届けをすることができました。ですから、先ほど高齢者のところにはなかなか届かないということですから、やり方は多分いろいろあると思うんですよね。それこそ高齢者の世帯と実際申込みを比べて、まだ申し込んでおられない方というのもリストアップできるんだろうと思いますし、やはりそこに我々は知恵を出していかなばらんし、それが我々が今からやっていくことだというふうに思います。

ですから、そこはしっかりきめ細かに必要な方のお手元に届くようにやっていきたいと思っています。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

今、町長の答弁を聞いて安心しました。届かないところにどうやって住民への周知、あるいはサービスといいますか、そういうのをしていくかというのがやはり一番大事なことではないかと思いますので、パンザマストがあるからとかではいけないと思います。

それでは、第6点目の、実は花祭地区に地滑り現象が起きているということで、今後の対応についてというのを聞いたかったんですが、ちょっと時間がありませんので、この問題についてはまた次回、その状況等も分かるかと思いますが、この雨季後に花祭の地滑りについては質問をしていきたいと思っています。

議長、次行きます、2点目。

○西原好文議長

次、行ってください。井上君。

○井上敏文議員

2点目であります。江北小学校校舎は大規模改修か新築かということで質問をいたします。

(発言する者あり)

現在……

○西原好文議長

すみません、私語はお慎みください。

○井上敏文議員

ありがとうございます。

現在、町の公共施設は老朽化が進んでいる施設が多い中、まず取り組むべきは教育施設の整備ではないかと思います。特に小学校の校舎については老朽化が進んでおり、以前から指摘があっているように、トイレについては、夏場は臭いが漂う、教育環境として好ましくない状況にあります。

この小学校校舎の老朽化に関連して、平成29年12月議会、5年前の議会でありますけど、

質問は、小・中学校校舎は改修か建て替えかの質問をしました。町長は教育施設も含め、教育施設の整備については平成29年度中に一定の方針を出すというふうな答弁をされております。また、平成30年6月議会でも質問しております。これも平成30年6月議会というのは4年前のことです。この4年前に、町の公共施設等総合管理計画の中で施設整備の優先順位はと質問したところ、町長は、少なくとも教育施設については平成30年度中に方向性を示し、令和元年度から事業を実施したいと答弁されております。

このことを踏まえ、江北小学校については令和2年度に江北小学校長寿命化改修工事検討委員会を立ち上げられ、3回にわたって江北小学校改修事業計画について議論をされてきました。その時点では、小学校校舎は大規模改修の方向で検討をしていくというふうな方針を出されておりましたが、その後、今年2月に報告があった中期財政計画の中では、小学校校舎長寿命化事業についてはさらに精査が必要であり、有効な財源を考慮しながら事業を実施していくと申されております。

この小学校の校舎は、現在、築43年が経過し老朽化が進んでおり、また、トイレの臭いの問題、生活様式の変化から便器を和式から洋式への改修の問題もあります。このような状況の中、小学校校舎について大規模改修するのか、また新築するのかの判断をする時期に来ているのではないかと思います。

ここで質問です。小学校校舎については中・長期に見て、将来のことを思えば財源等の問題は十分に検討していただき、耐用年数から考えて築の方向で検討してみても私は考えませんが、町長の所見をお伺いします。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の井上議員の御指摘を聞きますと、私もやるやる詐欺ですよ、ここで議会の場で平成29年度中にとか、今年度中にというふうに、私、実際答弁しました。私が答弁したということは、町としてお約束をするつもりで答弁をしたんです。それが結果的にできていないのは、もちろん最終的には私の責任であります。深くおわびを申し上げたいというふうに思いますが、別に山田さんが言んさったとかということじゃないと思うわけですよ。ここで私がこうやって議員の皆さん方から質問をいただき、町として責任者として方針をお答えするわけです。それは、やはり我々町としては本当は大変重いのだろうと思いますけど、私の不徳の

致すところで、結果的にここで答弁をしたお約束が果たせていません。

もう二転三転して、それで一昨年からのトイレの問題、ここだけは私も堪忍袋のある意味緒が切れて、私も人のせいになっているみたいに言われたものですから、そうじゃないものですから、自分で責任を果たすつもりで、この4月に組織改正をして、私の直下の担当課でひとまず今のトイレはさせていただきます。ただ、これもまだその一点にすぎません。やはり今御指摘いただいたような学校をどうするのかと、小学校だけじゃなくて中学校もあるし、それにトイレの問題も、今の新しいトイレじゃなくて、そもそもどうするのかということなんですよね。これについては教育委員会に今回きちんと、私も実はどういう整理をしてももらったかはまだ聞いておりませんが、やはり学校ですから、それは財源のごたつとは我々がしっかりしますけれども、教育委員会のど真ん中ですから、だから、教育委員会としてどうした方がいいのかということ、考えをまとめてほしいというふうに言っておりましたものですから、この後、教育委員会から答弁をするものと思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

答弁を求めます。坂元こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

井上議員の御質問にお答えしたいと思います。

私なりにこれまでの経過についてまとめをしてみました。その経過については今までの議会でも報告をさせていただいておりますし、時間もあまりありませんので、今現在としては町長が話されたように、令和3年度の当初予算において計画におけるトイレの改修、受水槽の更新、消火栓の配管更新の設計予算のほうを計上させていただきました。ですが、入札の不落によって予算の執行ができなかったということで、今年5月に小学校校舎外にユニットトイレを設置させていただいている状況だというふうに整理をしております。

そこで、新築か改修かということなんですが、現状では、町の方針については改修により校舎を維持するという方針は変わっていないと思っております。教育委員会としては、今、作成をされております江北小中学校改修事業計画のほうを、実施方法ですとか事業費なども含めて見直しを行って、トイレの臭い等、優先順位の高い改修棟から進めていきたいというふうには考えております。

それと、教育委員会としての方針ですが、令和3年度入札不落になって以来、昨年度行い

ましたアンケートの整理ですとか、ユニットトイレの利用状況の整理、それから実施方法ですとか場所、事業費、財源など細かい部分については、幾つかのシミュレートのほうを教育委員会の中では協議をさせていただいております。ですが、町長をはじめ関係者等の協議に至るまでの整理はできておりませんので、教育委員会としてはそこをなるべく早く整理をさせていただいて、一刻も早く協議をさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

今、課長の答弁を聞きました。教育委員会の方針としては改修なり維持を図っていきたいというふうなことであります。報告を随時していますというふうなことを言われました。確かにこの小学校改修計画について、私は議員例会の折、説明を受けております。説明は受けておりますが、二転三転しているというか、令和3年度、去年のことです。去年のことで改修事業について報告がありました。令和2年から3年かけて設計、令和4年から5年かけて工事するというふうな報告を受けております。ただ、改修工事にすれば20億円かかると、その2割が仮設校舎が占めると。こういうことはいけないということから、またさらに見直して、令和6年度まで4年間で改修計画するのは6億円かけてするというふうなことであります。

先ほどの課長の答弁は、現状維持で修繕をしていくというふうに聞こえたんですよね。だから、今まで何を議論してきよったかということなんですよ、要は。町長の答弁もありました。方針を出すと言っていたものの、教育委員会は現場ですから、その辺の実践部隊としてどうであるというのを進めていくためにはやっぱり検討していかんばらんとするんですよね。ただ、今答弁を聞くと検討は何も進んでいない。いろいろ人事異動もあったかもしれませんが、こういうことではいけないと私は思うんですよね。小学校を取りあえず改修していく、修繕していくじゃなくて、小学校は耐用年数が通常、鉄筋コンクリート造の場合は50年、今もう43年が経過しております。通常の耐用年数でいけばあと7年なんです。言われたのは、大規模改修すれば70年はもつというふうなことも言われました。70年とすれば、あと23年あるわけですけど、ただ、私はその化粧直しをしても、改修事業となればその構造体が本当に

耐力があるのかというのを、コンクリートの強度試験あたりもして、そして、中・長期ビジョンに立ったところでどちらがいいかというのを判断していかんばらんとするんです。そういう時期に来ていると思うんですよね。

私が何を言いたいのかというのは、今の時点では改修していきまじやなくて、今の時点でこれは大規模改修がいいのか——費用対効果からしてですね、あるいは、ここで新築に切り替えるとすれば財源はどうなるかといったのを、私は町の一大プロジェクトと思うんですよね。この辺は、教育委員会は財源の問題があるからいろいろ言えないところもあるでしょう。ということから、やはり在り方検討委員会を副町長が中心となって町全体で取り組んでいかないといけない問題だと思います。どうですか。

○西原好文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

御指摘のとおりだと思います。もともと長寿命化ということで方針をしていたのは何かというと、今年70周年、30年後、2050年には江北町も残念ながら1,000人ばかり人口が減ることになっているんです。ですから、そのときに建て替えたほうが、クラスが一クラスずつぐら減るので、新築のタイミングなんじゃないかというふうに思っていたんですよ。

ところが、ここに未来カルテ2050というのがあるんです。これは新聞に載りましたから御存じかもしれませんが、これは千葉大学が社会保障・人口問題研究所の全国の市町村の予測をさらに詳細にシミュレーションして、2050年の全国の市町村のありようというのを実はシミュレーションしているんですよ。その中でいきますと、残念ながら、このままいけば江北町ですら人口が1割ぐら減る、1,000人弱ぐら減るようになっています。ただ、県内では3分の1になるというところもあります。半分以下になるというところも複数あります。全体の増減率でいけば江北町は3位です。ということになるんですけど、やっぱり1,000人ぐら減るということがあったもんですから、そこは、じゃ、延命といいましょうか、長寿命化をしようと思っていました。ところが、今回うちの総務政策課の企画情報係がこれを調べてくれたんですよ。そうすると、いろんなことが分かってきました。

さっき1,000人減ると言いましたが、じゃ、実際30年後に小学生の数がどのぐら減るかということなんです。そしたら、小学生が70人減ると書いているんですよ。ということは、逆に言うと一学年でいけば10人しか減らないんです。しかも、今35人学級が今から30人学級

とかなると、今3クラスあるのが、多分30年後にまた3クラス建てんばらんごとなるとですよ。中学生も13人しか減らないんです、30年後。そうすると、一クラスで5人も減らんですよ。ということであれば、30年後に改築を延ばしたとしても、結局同じ規模のば建てんばらんということであれば、やはりどこかで同じ規模の建て替えをせんばらん。とすれば、あえてここで、先ほど数億円の話がありましたけれども、それをして、新しくならんのにそんなお金かけるぐらいだったら、改築——要は新築ですよ、これをやっぱり考えたほうがいいと実は思っていますし、幾つか条件があります。新築だと出る補助があったり、改修だと出ないものがあったりとかいろいろあるんですよ。おっしゃるとおり財源というのは1つあるよなと思います。

幸い過疎が延びましたから、あと10年間は過疎債も活用ができます。せっかくだったらこれが使えの間がいいなと。じゃ、今すぐということになるとどうかというと、御存じのとおり今は価格高騰が物すごく激しいです。今じゃないと自分は思っています。それと、国スポがあります。2024年、江北中学校のグラウンドで女子の成人のソフトボールをするようになっています。ということであれば、仮に工事をするようにしたとしても2024年が終わってからなんですよ。ですので、早ければ2025年、令和7年から改築ということが考えられるなと実は思っております。

それと、いろいろな財源もせっかくだったら有効に使わんばいかん。そして、今は義務教育学校というのが国も進めておられます。小学校、中学校。実はこの義務教育学校を新築するというパターンが一番、補助率がどうも高いそうなんですよね。ですから、御質問でいけば、新築も検討すべきでないかという意味でいけば、新築も検討させてもらいたいと思います。早ければ国スポが終わった翌年、令和7年度から工事をするためには、今年、令和4年度でしょう。だから、来年度、基本構想をつくって——基本構想は今年度つくらんばいかん。そして、来年度は基本設計をして、再来年度には実施設計をすると、令和7年度から工事ということになるんですよ。ですから、最短でいけばそうなるなというふうに思いますけど、今の時点ではまだ、先ほど申し上げました財源の問題とか、それと適期、今じゃないということとか、あとはやっぱり義務教育学校が国の方針にそれこそつとることで、いろんな補助を受けるとか、そういうことも含めて決めんばらんと思うんですよ。

今日も役場職員の健康みたいな話がありましたけど、なかなか既存の今までの役場の組織、井上議員は反対のようですけど、課には課長がどんとおって、課長補佐が控えとって、そし

て係長がおって、担当がおって、下から何か上がってくるということでは、これからのいろんな課題には対応できないんじゃないかなというふうに私は思っているんですよ。もちろんこの組織は維持しますけど。ですから、もちろん学校のことでありますけど、これはここで私が答弁しても、同じようなことはしたくありませんし、今年度、最終の方針を決めます。決めて、新築であれば早ければ来年度基本構想ということになるかなと思います。ただ、これは時期が少し前後するかもしれませんが、今申し上げたように過疎債が使える時期で、国スポが終わって、そして、価格高騰が一定落ち着く時期ということだというふうに思いますけど、なったからすぐってできませんから、今年度その方針を決めますし、もし来年度の予算が必要であれば、それに間に合う時期に決めたいと思います。

今、検討委員会とおっしゃいましたけど、検討委員会したからといって——と言うといけませんけど、もちろん報告はしますけれども、ここは私の責任で、そして、組織を超えて、やはり必要な人材にしっかり動いてもらって、直轄だと思っていただければいいです。町長直轄で、学校の在り方については方針を今年度中に出し、必要な予算については来年度から要求をさせていただくというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○西原好文議長

井上君。

○井上敏文議員

時間は分かっております。質問しません。総まとめとして、町長の並々ならぬ決意を聞きました。高度な政治判断ではないかなというふうな気もします。今まで大規模改修ありきで話が進んでいたかなというふうな気もしました。報告も受けておったものですからね。やはり私も経済比較をして、あと何年もてるかというふうなことを計算すれば、大規模改修にかじを切るんじゃなくて、新築も視野に入れて、そっちのほうを前向きに検討してみてはという提言をしたところで、町長の回答を得ましたので、これで質問を終わります。

○西原好文議長

4番井上敏文君の一般質問をこれで終わります。

以上で本日の日程、一般質問は終了したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこれにて終了いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時48分 散会